

日本セネガル技術
職業訓練センタープロジェクト
実施協議チーム報告書

1984年2月

国際協力事業団

海セ

J R

84 - 52

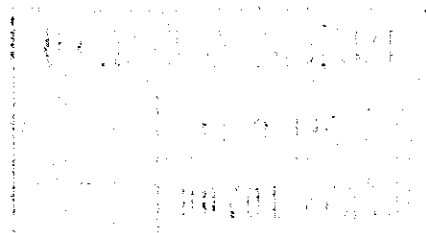
日本セネガル技術
職業訓練センタープロジェクト
実施協議チーム報告書

JICA LIBRARY



1064923[4]

1984年2月



国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 21	526
登録No. 10706	21.3
	SDC

序

この報告書はセネガル政府の要請にもとづく、同国の職業技術訓練センタープロジェクトに関して、昭和56年6月作成の「セネガル電子技術訓練センター事前調査チーム報告書」ならびに昭和57年3月作成の「セネガル共和国職業訓練センター計画基本設計調査報告書」にひきつづき作成されたものである。

本プロジェクトはわが国がアフリカ仏語圏諸国の中で行う、はじめての技術協力であり、その実施についてはわが国、セネガル国政府共、多大の関心を払っており、昭和58年3月から始った無償資金協力による同センターの建設工事完成を昭和59年9月にひかえ、セネガル人カウンターパートの日本国内研修や、日本人専門家の養成確保も順調に進められている。

こうした状況をふまえ、本格的なプロジェクト・タイプの技術協力の開始を日途として、国際協力事業団は、労働省職業訓練局海外技術協力室木全ミツ室長を団長とする6名の実施協議チームを昭和59年1月27日より2月8日までの13日間、セネガルに派遣した。

本件実施協議チームは、本プロジェクトに対する技術協力実施のための諸調査を行い、協力に係る具体的事項についてセネガル国政府関係当局と協議した結果、本プロジェクトに関する討議議事録(R/D)を作成し、日・セ双方署名を行った。

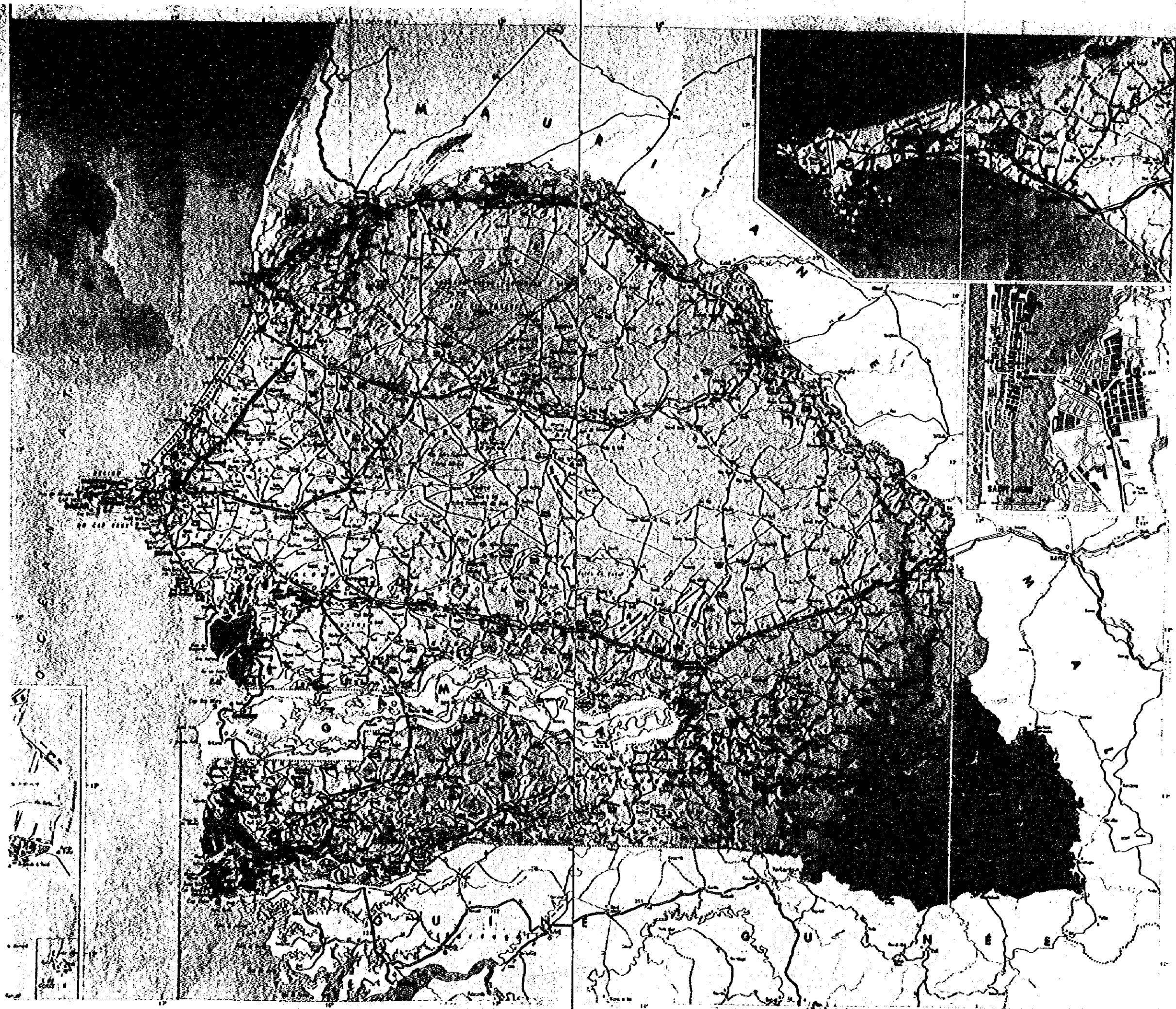
本報告書は実施協議チームの現地における諸調査及び討議議事録署名に至る協議内容を中心とし、本実施協議チームの派遣に先だって昭和58年9月から同年11月にかけて行った長期調査の結果をもあわせとりまとめ報告するものであり、今後プロジェクトを円滑かつ効果的に実施する上で、大いに活用されることを期待する。

おわりに実施協議チームの木全団長はじめ団員諸氏、ならびに外務省、労働省、雇用促進事業団等関係当局及び現地において多大なご協力、ご指導を賜った在セネガル日本大使館員の方々、さらにセネガル国当局関係者の方々に対し深甚の謝意を表するとともに、今後とも関係各位の一層のご協力をいただき、本プロジェクトが円滑に遂行され、セネガル国の社会・経済発展に寄与し、両国の友好親善に貢献することを願ってやまない。

昭和59年2月

国際協力事業団

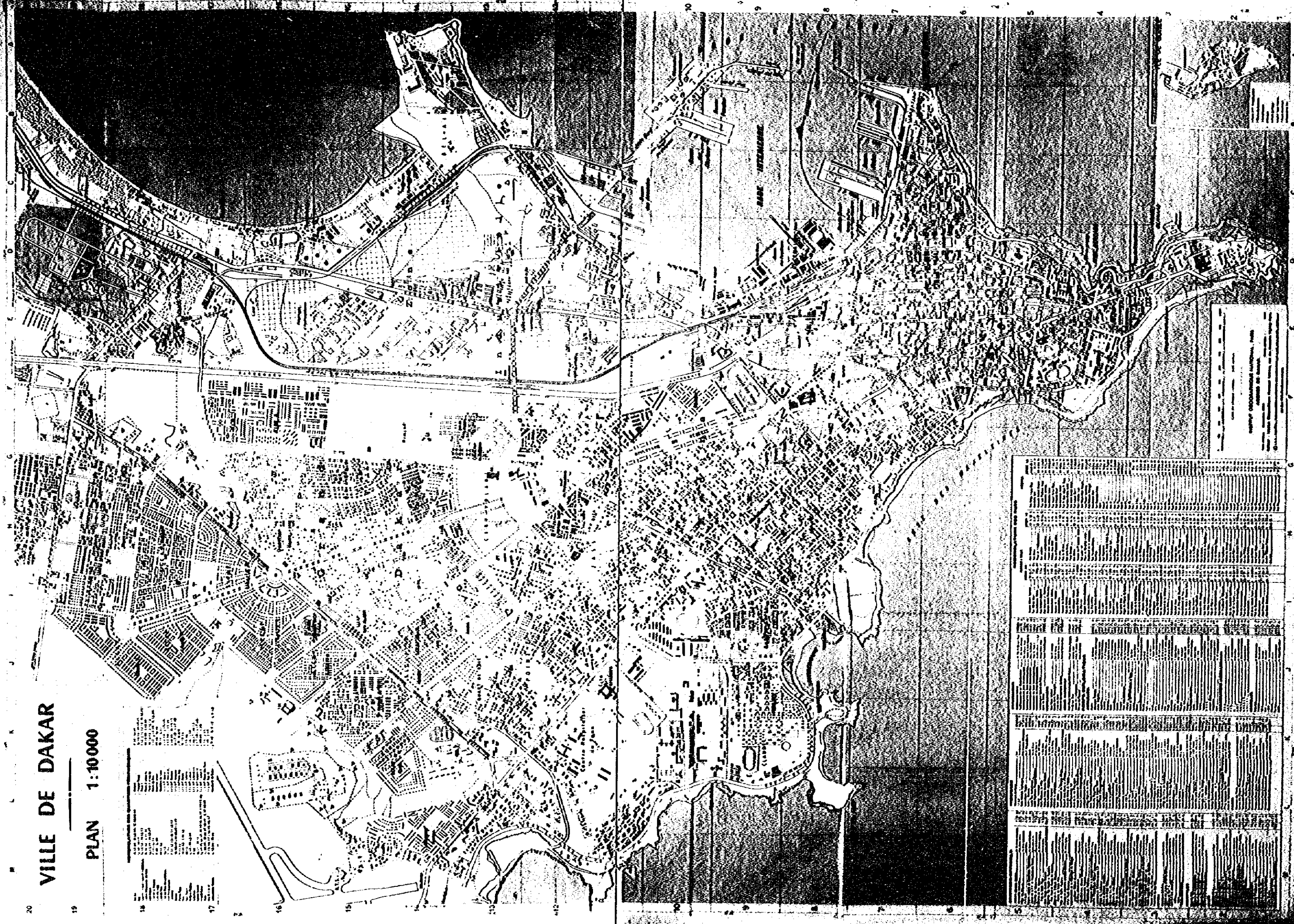
理事 中 澤 弑 仁



VILLE DE DAKAR

PLAN 1:10000

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

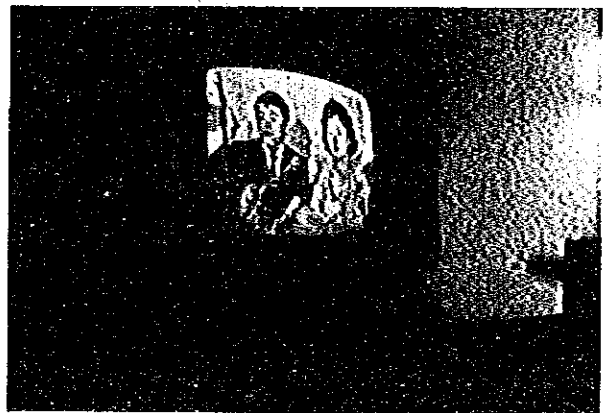


実施調査団一行
（在セネガル大使公邸にて）

岡田団員
藤宗団員（前）
尾形団員（後）
御正団員
山本大使
木全団長
山岡参事官
藤原書記官（前）
鈴木団員（後）



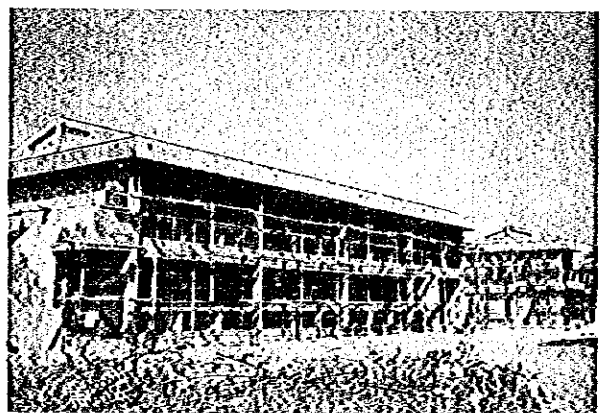
R/D署名



R/D署名のテレビ報道



セネガル関係者と日本側調査団メンバー



プロジェクト建設現場（無償資金協力）

目 次

I	日本セネガル技術職業訓練センターの概要	1
II	実施協議調査団派遣にいたるまでの経緯	2
III	調査団の構成	3
IV	調査日程・面会者リスト	4
V	R/D討議のための基本的認識と対処方針	9
VI	R/D討議・交渉経緯	12
VII	R/D討議議事録	15
1.	英 文	15
2.	仏 文	32
3.	和文仮訳	51
VIII	プロジェクト実施に当たっての提言	61
1.	訓練分野・技術移転の内容	61
2.	電気・電子系の分野の訓練計画	61
3.	機械系の分野の訓練計画	61
4.	プロジェクトの評価の方法	62
5.	暫定的訓練プログラム	63
IX	資 料	67
1.	セネガルにおける教育訓練制度	69
2.	訓練センターに関するセネガル国内関係行政機関・関係者	70
3.	訓練センター組織図	72
4.	長期調査報告書	73
1)	目 的	73
2)	期 間	73
3)	調査団員	73

4) 調査項目	73
(1)~(2) R/Dの一般内容及びプロジェクトの基本計画の説明	73
(3) 教育事情	76
(4) 労働事情	76
(5) 企業状況	77
5) R/D署名前の討議事項・メモランダム作成	77
6) 生活環境調査	78
7) メモランダム(英文・仏文)	90
5. R/D署名に関する新聞発表	117
6. セネガル共和国概要	119

I 日本セネガル技術職業訓練センターの概要

1. 目的

本プロジェクトは、セネガル人訓練生に対し、工業設備に関する基礎的知識と技能を与えるための技術職業訓練を行うことを目的とする。

2. 協力期間

昭和59年2月4日～64年2月3日（5年間）

3. 事業内容

訓練コース	定員	期間
電子機器修理	10名	3年間
自動制御	10名	3 "
電 気	10名	3 "
機 械 修 理	10名	3 "
エンジン整備	10名	3 "

4. 我が国の協力

- (1) 専門家派遣 7名
- (2) セネガル現地指導員受入れ研修 15名
(技術研修・日本語研修 2年)
- (3) 無償資金協力(建物建設及び主要機材) 20億円
- (4) 追加機材供与(5年間) 2,500万円

II 実施協議調査団派遣にいたるまでの経緯

1979. 8 「セネガル電子工学職業養成センター」の協力要請
 ー 電子工業を興すために必要な中級技術者（中堅幹部）養成のためー
1979. 11 (11/9~11/24) コンタクトミッション（団長 樽井外務省技2首席）派遣
 電子に電気、機械の2部門追加
 無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力によることが効果的である
 という判断を下す。
1981. 4 (4/6~4/25) 事前調査団（団長 布施直春協力室補佐）派遣
 わが国協力案（中卒者対象、3部門・5コース、3年間、各コース10名
 カリキュラム案）を呈示の上協議。
1981. 6 (6/19~7/9) 基本設計調査団（団長 野川保昌経2補佐）派遣
 基本設計作成のための調査
1981. 11 (11/28~12/13) 基本設計ドラフト説明調査団（団長 野川保昌経2補
 佐）派遣
 基本設計ドラフト説明及び無償資金協力におけるセ国負担分等に関する協
 議。
1982. 4. 5 C/P（電子2名、機械2名）研修のため来日（2年）。
 ~1984. 3. 29 { 日本語研修
 技能・技術研修
1982. 8. 26 E/N締結（第I期工事分） { セック大蔵大臣 於Dakar
 平岡大使
1982. 10 (10/25~11/8) 無償資金協力実施促進ミッション（団長 大塚経2係長）
 派遣
 無償資金協力のシステム等の説明及びセ国側諸手続きの促進依頼
1983. 2. 25 第I期工事契約（3/4/83 日本政府認証）（10.7億円）
 建物（管理、学科、電子、電気）
 （竣工予定 84. 3）
 （来日） M. Mbodj
 M. Balara Sy（計画協力省） } 契約立合い
1983. 7. 15 E/N締結（第II期工事分）
 外務省 石川政務次官 } 於Dakar
 トワーレ大蔵大臣

1983. 9 (9/7~11/5) 長期調査員(御正、平井、橋本(JICA))派遣
技術協力実施のための事前打合せ、仏語研修及び任国事情調査
1983. 10. 3 第Ⅱ期工事契約(10/29/83 日本政府認証)
(9.3億円) 建物(機械) 竣工予定 84. 9
(米日) M. Mbodj 契約立合
1984. 1. 12 C/P(電子2、電気2、機械1)研修のため来日(1年7か月)
~1985. 7.27 { 日本語研修
技能・技術研修
1984. 1. 29 実施協議チーム(団長 木全ミツ労働省職業訓練局海外技術協力室長)派遣
~2. 6

~在セネガル大使館 山本学大使 八角幸雄書記官~

Ⅲ 調査団の構成

氏名	所属先・職位	担当分野
木全ミツ	労働省職業訓練局 海外技術協力室長	団長、総括
御正隆信	労働省職業訓練局 指導課 職業訓練指導官	訓練計画 (電気・電子)
尾形誠	労働省職業訓練局 海外技術協力室 協力第二係長	協力企画
岡田渉	雇用促進事業団 日高総合高等職業訓練校	訓練計画 (機械)
鈴木徹也	国際協力事業団社会開発 協力部海外センター課	業務調整
藤宗山也	"	通訳 情報収集

IV 調査日程・面会者リスト

III-1 調査日程

日順	月日曜	時間	主要項目・調査内容等	面会者
1	1/27 金		東京 LH653 21:30	
2	1/28 土		フランクフルト LH100 9:15	
3	1/29 日		SN427 11:35 — ダカール	
4	1/30 月	9:00	大使館表敬	
			1) 交渉日程説明	八角氏
			2) 対処方針提示	藤原書記官
		10:30	3) 専門家派遣手続への協力要請	浜田領事
		11:40	外務省表敬	カバ外務省経済 技術局長
		12:10		
		15:00	技術教育職業訓練庁表敬	ムボージュ長官
			団長あいさつ、長官あいさつ、団員紹介、実施協 議の基本方針、プロセス等の確認、他	ムボージュ氏 ディウフ官房長 ゾー職訓局長 ニアン技術顧問
		16:00	第1回全体会議(於 職訓庁)	*1
			(事務打合せ)	
			R/D討議、日程調整、会議進行方法、使用言語 等について討議	
		18:00		
5	1/31 火	9:00	第2回全体会議(於 職訓庁)	*2
			セネガル側、R/D署名者、マス・メディアへの 発表	
			R/D使用言語について討議	
			R/D詳細討議開始	
			センター名称、両国政府の協力、日本人専門家の 派遣、機材の提供、セネガルC/Pの日本での研 修、セネガル人C/Pの離職防止措置、機材の受	
		12:40	取り費用	
		15:00	第3回全体会議	*3
			R/D詳細討議	
			日本人専門家の早期派遣手続(A ₁ , B ₁ フォーム)	
		20:00	セネガル政府のとるべき措置。協力期間。	

日順	月日曜	時間	主要項目・調査内容等	面会者
5	1/31 火	20:00	R/D使用言語につき日本セネガル側が合意した	八角氏
		20:15	大使館訪問	
		21:30	中間経過報告 R/D使用言語の取扱いにつきアドバイスを受ける。	
6	2/1 水	9:00	—セネガンビア国家連合記念日—	*4
		11:30	建設中のサイト訪問 サイト視察、工事の進捗状況問題点をきく。	
		14:00	資料整理	
		16:00	団内打合せ	
		19:00	プレス案文の作成、招待状の作成、次回会議の対処方針、他	
7	2/2 木	9:00	第4回全体会議（於 職訓庁）	*5
			R/D詳細討議	
			マスタープラン、日本の技術協力の目的、合同委員会、暫定実施スケジュールにつき討議	
		12:45	セネガルの学校制度につき情報収集	
		15:00	第5回全体会議	*6
			R/D詳細討議	
			暫定実施スケジュール	
			（センター事務職員の配置・必要予算措置、電気分野専門家派遣	
			高級研修員、第Ⅱグループ研修員欠員補充	
		19:00	携行機材につき討議	
		20:00	大使主催夕食会（於 大使公邸）	
		23:00		
8	2/3 金	8:30	第6回全体会議（於 職訓庁）	*7
			日本人専門家派遣手続（A ₁ フォーム、B ₁ フォーム）の促進	

日順	月日曜	時間	主要項目・調査内容等	面会者	
8	2/3 金	10:30	第7回全体会議(於 計画協力省) 団長、協力局長あいさつ 職訓庁より計画協力省に対しR/D詳細討議結果を報告。 A ₁ フォーム・B ₁ フォーム手続の促進に対し計画協力省の協力依頼	*8 MRディオーブ 職訓庁広報担当 官	
		12:00	R/Dタイプ・校正作業		
		15:00	2班に分れて作業 (1班)大使館にて英文R/Dタイプ・校正 (2班)職訓庁にて仏文R/Dタイプ・校正		
		18:00	新聞発表原案作成		
		19:30	本全団長主催によるレセプション (於 ノホテル・ホテル・カクテル・パーティ)		
		21:00			
		22:00	団内打合せ		
		23:00	(署名式あいさつ文案、公電案他)		
9	2/4 土	9:00	R/D署名式準備打合せ		大使館、山岡参事官、八角氏 同席
		12:30	(於 職訓庁)		
		12:30	R/D署名式 本全団長とディウフ職訓庁官房長による署名 日本・セネガル双方によるあいさつ (テレビ・カメラ撮影、プレス・リリース) その後マスコミによる報道は以下の通り。 ラジオ放送 2月4日13時 ニュース 20時 ニュース解説 テレビ放映 2月4日19時 ニュース 19時30分英語ニュース 20時30分ニュース 新聞 2月6日(R-5資料参照)		
		12:30	職訓庁長官表敬報告		
		12:45			
		13:30	大使館報告		
		14:00			

日順	月日曜	主要項目・調査内容等	面会者
10	2/5 日	9:00 団員打合せ、資料整理 ? } 12:00 生活事情調査 12:00 大使館主催昼食会 ? } 14:00	
11	2/6 月	9:40 第8回全体会議(於 職訓庁) ? } 機材供与手続・専門家派遣手続 ? } セネガル人C/P日本研修、研修ディプロマ 14:00 センター長のプロフィールにつき討議 ダカール AF306 23:59 パリ AF274 12:15 東京 京 14:30	*9
12	2/7 火		
13	2/8 水		

N-2 セネガル側面会者リスト

- ※1 第1回全体会議(1月30日(月) 16:00~18:00)
 - MR. MBODJ 特別顧問
 - MR. DIOUF 官房長
 - MR. SOW 職業訓練局長
 - MR. NIANG 技術顧問
- ※2 第2回全体会議(1月31日(火) 9:00~12:40)
 - MR. MBODJ 特別顧問
 - MR. DIOUF 官房長
 - MR. SOW 職業訓練局長
 - MR. NIANG 技術顧問
 - MR. SAMB 大蔵省課長
- ※3 第3回全体会議(1月31日(火) 15:00~20:00)
 - MR. SAMB 大蔵省課長を除く第2回全体会議出席者
- ※4 サイト訪問(2月1日(水) 9:00~11:00)
 - 石川氏(梓設計)
 - 岡村、中村、高橋 各氏(戸田建設)
- ※5 第4回全体会議(2月2日(木) 9:30~12:30)
 - 第1回全体会議出席者
- ※6 第5回全体会議(2月2日(木) 15:00~19:00)
 - 第1回全体会議出席者
- ※7 第6回全体会議(2月3日(金) 9:00~10:00)
 - MR. MBODJ 特別顧問
 - MR. DIOUF 官房長
- ※8 第7回全体会議(2月3日(金) 10:30~12:00)
 - MR. MBODJ 特別顧問
 - MR. DIOUF 官房長
 - MR. NDIAYE 計画協力省協力局長
 - MR. SAMB 大蔵省課長
- ※9 第8回全体会議(2月6日(月) 9:40~14:00)
 - MR. MBODJ 特別顧問
 - MR. DIOUF 官房長

V R/D協議のための基本的認識と対応(対応)方針

1. 技術協力の基本的な考え方(「セ国の自助努力の基盤の上に、わが国の持つ知識、経験等に基づいたよい協力が組み合わされて、はじめてこの国の経済社会の発展に寄与することが期待されてはじめる本プロジェクトの成功があり得ること)を「セ」国関係者に十分理解してもらおうと共に協力を求めること。
2. その国の経済社会の発展の基本は、緑の下の方持ちとしての腕に技能をもった人材の育成にあるという認識のもとに、職業訓練の推進をはかって来たわが国の経験とノウハウを活かして、過去20年間にわたって開発途上諸国に対して協力を行って来たが、仏語圏に対する協力としては、はじめての試みであり、それだけに国内的にも注目されているプロジェクトであること、従って、「セ」国関係者もその点を十分に理解し、両国関係者の努力で是非成功させる様、相互に確認をし合うこと。
3. R/D協議及びR/D正文の使用語について

R/Dの協議については、日・セ両国関係者全員が協議のプロセス、内容について十分に理解をするために日・仏両国語(通訳付)とするが、R/D正文の使用語については、次のステップを踏んで交渉するものとする。

- (1) 英文のみを正文とし、仏文は作成しない。
- (2) 英文を正文とし、仏文は訳文として添付する。(即ち、仏文テキストの署名欄には署名せず、各ページ毎のイニシャルサインのみを行う。)
- (3) 英文、仏文を正文とし、解釈上の疑義が生じた場合は、英文が優先する旨、下記文案をカパリング末尾につけ加える。

"In case there is any divergence of interpretation of this Record of Discussions, which is done in the English and French languages, the English text shall prevail"

4. 本件センターの名称について

従来の事前調査、長期調査員による調査を通しての意見交換及び協議においては、「JAPAN」という文字を名称の中に入れることについて、「セ」国の合意を得るまでに到っていないが、わが国としては、本件センターを日本の対「セ」国協力の象徴的なものとするために、

"The Senegal-Japan Vocational Training Center"

としたい旨、相手に十分理解を求めることとする。但し、「セ」側が特別な納得のいく理由により、あくまでも異論を唱える場合には、妥協するものとする。

5. R/Dの「セ」国側署名者について

R/Dの相手国署名者は、本プロジェクトの主務官庁の責任者とする原則にたつて、本プロジェクトについては、技術教育・職業訓練庁の官房長とする。

なお、本プロジェクトの実施体制について、必ずしも明確でない点もあるので組織図の再確認を含め、「セ」国内実施体制を詳細に調査する。

6. 日本人専門家に対する「セ」国負担の住居、医療費について

「セ」国側で専門家の居住に適した住宅が提供できるかということは不明であるが、R/Dには明記しておくものとする。(現実の問題としては、JICAより住居手当の支給も可能であることを考慮し、相手の理解を得るものとする。)

また、医療費の免除について、従来協議の中で「セ」国側は、「セ」国公務員並みに医療費の $\frac{4}{5}$ を負担する用意がある由の意向表明を行っているが、R/Dの中で、特に項を設けて記述せず、R/D II、2の専門家の派遣(特権免除)の項でよむこととする。

7. 供与機材について

本プロジェクトに対する供与機材は、あくまでも無償資金協力による供与機材を補完するものに限る旨を十分に説明するものとし、更に加えて、専門家の携行機材(購送機材、輸送機材)の所有権(協力期間終了時に相手に引渡すもの)、受取経費の「セ」国負担について再度確認するものとする。なお、R/DのANNEXには、具体的な機材(機材の例示)は明記しないものとする。

8. 研修員の受入れについて

「セ」国側職員(特にカウンターパート)の確認について、再確認するとともに、特に、日本で研修を修了し、帰国した後のC/Pの本プロジェクトへの定着(離職防止)問題につき、問題の重要性(帰国C/Pインストラクターが定着するか否かが、本プロジェクトの成功の鍵を握っている旨)を確認し合うと共に「セ」国政府の具体的な対策について、聴取するものとする。

なお、現在、日本において研修中の第I Group(4名)及び第II Group(6名予定の中5名)に加え、「セ」国より強い要望のある第III Group(5名)の受入れについては、昭和60年度以降、日本側としても出来るだけの努力を行う旨伝えるものとする。

9. R/D署名後の作業について

(1) 第I Group(4名)のC/Pインストラクターの帰国(59年3月末)前に日本人専門家の派遣を完了するためにとられるべき手続きと迅速化について、「セ」国関係機関、在セ日

本大使館に説明し協力を仰ぐこと。

(参考：①A₁フォーム 空欄のもの及びタイプ打ち完了のもの(全専門家分)

②B₁フォーム 空欄のもの及びタイプ打ち完了のもの(写)(59年3月派遣予定の専門家分 6人分)

を持参し、手続きの促進のための根まわしを行うものとする。

2/3(金)/84(R/D署名予定)→「セ」職訓庁A₁フォーム(カバレター付)→「セ」計画協力省(協力局長サイン)→在「セ」日本大使館→「日」外務省(JICA A₁ 労働省)受理、

B₁フォーム→在「セ」日本大使館→「セ」計画協力省(職訓庁)受理、アグレマン→在「セ」日本大使館→「日」外務省(JICA, 労働省)→3/20/84日本人専門家派遣

(2) 昭和59年度分の技術協力機材の当面必要とされる機材について

(手続きを開始して、現物が到着するまでに6か月はかかることを考慮し)「セ」国関係者とつめてくること。

Ⅵ 交渉経緯要旨

1. R/Dの使用言語について

R/Dに使用する言語について、日本側が国際的な約束については、従来英語を使用している日本の立場を説明し、英文を正文としたい(仏文を英文の訳文とすることはかまわない)旨説明し、同意を求めたところ、セネガル側はセネガル国内においては英語を解する者はほとんどなく、仏語の文書でないと誰も理解できない。又、仏語の訳文で署名のないものは効力を持たないので仏語R/Dを正文とし、英語は訳文としたいという主張を繰返し対立した。

セネガル側の主張は対処方針3、(1)(2)(3)の域を超えるものであるため、外務本省へ請訓し、「セ側の提案を受け入れ英仏両文を正文として署名して差支えない。先方提案の「解釈上の疑義が生じた場合、英文が優先する」の項は削除する。(右項は付属文書Kの「相互協議」の項にて処理することとする)」との訓令に従って折衝を重ねた結果、セネガル側はこれを了承した。

2. プロジェクト運営費用のセネガル側負担について

付属文書Ⅵ「セネガル政府のとるべき措置」の(2)の日本が供与する機材以外でプロジェクトの実施のために必要な機材の調達もしくは取替をセネガル側が負担する条項について、セネガル側は国家財政が厳しいことを強調して本条項の記載に強く難色を示した。

これに対し日本側より

- (1) 技術協力プロジェクトの成功は、被援助国のためまめ自助努力の上に先進国のよい協力が組み合わさってはじめて達成されるものであるという基本原則と自助努力が明確に示されないところに日本として協力することは国内的理解を得ることはできないこと。
- (2) 主要機材は既に無償資金協力で供与されており、追加的部分についても技術協力機材で補完されるので、実質的にはセネガル側の負担は少ないこと。

等の理由をあげてこの項目を削除することはできない旨を説明し、セネガル側の一層の自助努力姿勢を求めたところ、セネガル側も了承し、本条項は原案どおり記載することとなった。

3. カウンターパートの転職防止について

日本で研修を受けたカウンターパート指導員が帰国後センターに勤務せず、民間企業等へ転職してしまふ等により、カウンターパート指導員が定着しないような事態を招くことがあれば、プロジェクトの運営に重大な支障をきたすことになるため、この件についての具体的な対応についてセネガル側の説明を求めたところ、セネガル側より転職防止対策として、

- (1) セネガル国内においては、1~2年というような短期契約で就職するものと公務員のよう
- に労働省と長期契約で就労する形態があり、本カウンターパート指導員については後者と

様の取扱いをすることにより身分の安定をはかる予定であること。

- (2) 労働省との契約を行う場合、この格付けについて交渉を行いたいと考えていること。については日本で研修を受けるカウンターパートの多くは、BAC+2年間のDUT+DITの資格を有しており、この上に更に2年間の日本の研修について格付けの上で、これを反映させたいので、日本での研修の修了証書の中に、ぜひ下記3項について挿入してほしいこと、
- ① 大学と同じレベルの機関で研修を終了したこと。
 - ② 訓練期間は2年であり、日本語研修と技術研修の各々の期間を記入するのではなくトータルで2年間という書き方にしてもらいたいこと。
 - ③ 履習訓練内容を出来るだけ詳細に提示してほしいこと。
- (3) 更に本人の自覚をうながす予定であるので、日本人専門家の協力と日系企業に対する対策について日本側の協力を求めたい旨の要請がなされた。

4. 協力期間について

セネガル側より協力期間の開始を署名日からではなく、センター開校予定の1984年10月より5年間としてもらいたい旨の要請がなされた。

これは署名日の1984年2月からでは訓練の途中で協力が終了することになり、好ましくないという理由によるものであり、これが不可能であれば協力期間を1989年10月まで延長してもらいたい旨の要請もなされた。

これに対し日本側より

- (1) 我国の技術協力の目的はカウンターパート指導員に対し、指導技法、訓練計画、教材開発センターの運営について技術技能を移転することであり、訓練生に対し、直接、訓練を実施することではないこと。カウンターパートへの技能、技術移転のためには準備期間を含めて、4～5年は適切な期間であると考えていること。
 - (2) 協力期間を5年以上に延長することについては、日本国内において国会のみならず関係機関の間でも、技術協力の評価が厳しく問われており、協力期間は原則として延長すべきでないという判断が定着していること。
 - (3) しかし、そうは言っても最終的には協力期間終了直前に派遣されるエバリュエーションチームの評価検討時に結論が出されるものであること。
- 等を説明し、セネガル側はこれを了承した。

5. 暫定実施スケジュール(TS)について

セネガル側よりこのスケジュールどおり、1984年3月に事務職員とカウンターパートを配置すると、10月までセンターが完成しないので彼らの仕事がないのではないかの疑問が提起された。これに対し日本側より、10月開校のためには、訓練生の募集、入学試験実施準

備、カリキュラム、訓練計画、テキスト等の作成、企業における訓練ニーズの調査等、準備すべき数多くの仕事があるので、3月よりの事務職員、カウンターパートの配置はぜひ必要である旨説明した。

(1) セネガル側事務職員については協議の結果、専門家赴任後にチーフアドバイザーの要望に応じ早急に配置すること。

(2) センター完成までは、専門家はカウンターパートとともに職訓庁事務所で勤務すること。で合意が成立し、(1)をT・S表下部に記載することとした。

6. 高級・準高級研修員の受入れについて

R/D署名に伴い、官房長、職訓局長クラスを高級研修員(2週間以内)として1名、またセンター所長クラスを準高級研修員(1ヶ月以内)として1名受入れる準備がある旨説明したところ

(1) 職業訓練庁長官の訪日(長官自ら本センタープロジェクトの指揮にあたる予定であるのでぜひ日本の職業訓練の実態を学びたいため)

(2) センター所長に対する日本語研修(6ヶ月)

(カウンターパート指導員が全員日本語に精通するなかで、所長だけが日本語を解せないことは、日本人専門家とのコミュニケーション人事管理上好ましくないため)

につき考慮してもらいたい旨の強い要請がなされた。調査団に対してのみならず大使を通じても要請がなされた。調査団としては帰国後、関係機関と十分検討することを約した。

Ⅶ R/D 討議議事録

Ⅶ-1 R/D 討議議事録 (英文)

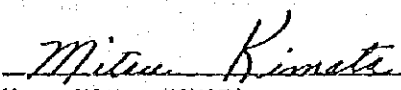
THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF SENEGAL
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE SENEGAL-JAPAN TECHNICAL AND VOCATIONAL TRAINING CENTER PROJECT

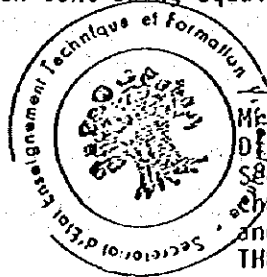
The Japanese Implementation Survey Team organized by the Japan International Cooperation Agency and headed by Mrs. Mitsu KIMATA, visited the Republic of Senegal from January 29th, 1984 to February 5th, 1984 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center Project.

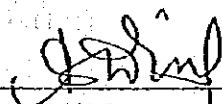
During its stay in the Republic of Senegal, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Senegalese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate at Dakar on February 4, 1984, in the English and French languages, each text being equally authentic.


Mrs. Mitsu KIMATA
Leader
Implementation Survey Team
Japan International
Cooperation Agency,
JAPAN




Mr. Adama DIOUF
Director of Cabinet of
Secretariat of State (in
charge of Technical Education
and Vocational Training)
THE REPUBLIC OF SENEGAL

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Republic of Senegal will cooperate with each other in implementing the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of cultivating middle-class skilled manpower and thus contributing to the socio-economic development in the Republic of Senegal.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan referred to in I of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of the Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The privileges, exemptions and benefits to be granted to the Japanese experts referred to in I. above and their families will be no less favourable than those granted to experts and their families of third countries or international organizations performing similar missions in the Republic of Senegal and will include the followings :

(1) Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad ;

(2) Exemption from import and export duties and any other charges imposed in respect of personal and household effects, including one (1) motor vehicle per family, which may be brought into from abroad or taken out of the Republic of Senegal;

(3) Issue of identification cards to the Japanese experts and their families, in order to secure the cooperation of the authorities concerned of the Republic of Senegal, necessary for performing the duties of the Japanese experts.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project such as those referred to in III of the Annex. The Equipment will be supplementary ones to the machinery and equipment to be provided under the grant aid scheme of the Government of Japan and will be provided through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the Republic of Senegal upon being delivered c.i.f. to the Senegalese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in close consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

IV. TRAINING OF SENEGALESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Senegalese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the Republic of Senegal will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience to be acquired by the Senegalese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. SERVICES OF SENEGALESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Senegal, the Government of the Republic of Senegal will take necessary measures to secure at its own expense the necessary services of Senegalese counterpart and administrative personnel as listed in IV of the Annex.
2. The Government of the Republic of Senegal will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of the Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF SENEGAL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Senegal, the Government of the Republic of Senegal will take necessary measures to provide at its own expense :
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in V of the Annex;
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those to be provided by the Government of Japan in III above;
 - (3) Transportation facilities and travel allowance for the official travel of Japanese experts within the Republic of Senegal;
 - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Senegal, the Government of the Republic of Senegal will take necessary measures :
 - (1) To meet expenses necessary for the transportation of the Equipment from the ports and/or airports of disembarkation to the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center as well as for the installations, operation and maintenance thereof;
 - (2) To exempt customs duties, internal taxes and any other charges, imposed on the Equipment in the Republic of Senegal.
 - (3) To meet all running expenses necessary for the implementation of the Project.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director of Cabinet of Secretariat of State in charge of Technical Education and Vocational Training will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Director of Technical Education and Vocational Training, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.
4. The Head of the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center and the Japanese Chief Advisor will work in close consultation for the implementation of the Project.
5. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Senegalese counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.
6. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VI of the Annex.
7. The organizational chart of the Project is as referred to in Annex VII.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of The Republic of Senegal undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Senegal, except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the date of signature.

ANNEX

I. MASTER PLAN

1. Objective of the Project

The objective of the Project is to establish the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center in Dakar (hereinafter referred to as "the Center") and to conduct the technical and vocational training for the purpose of providing Senegalese trainees with basic knowledge and skill on industrial equipments.

2. Objective of the Japanese Technical Cooperation

The objective of the Japanese Technical Cooperation Program is to assist and advise Senegalese counterpart instructors by Japanese experts in conducting training courses for Electronics, Electricity and Mechanics, in addition to provide supplementary machinery and equipment and to train Senegalese counterpart instructors in Japan.

(1) The Course structure, enrolment and duration of training in the Center are listed in the following table :

Area	Course	Duration	Enrolment
1 Electronics I	Repair of household electronic apparatus	3 years	10 trainees
Electronics II	Automatic control	3 "	10 "
2 Electricity	Electricity	3 "	10 "
3 Mechanics I	Repair of machinery	3 "	10 "
Mechanics II	Maintenance of motors	3 "	10 "

(2) Training targets of courses

(i) Electronics

(a) Repair of household electronic apparatus

To provide trainees with knowledge and skill required for disassembling, assembling, repairing, adjusting, etc., of household electronic apparatus.

(b) Automatic control

To provide trainees with necessary knowledge and skill required for repairing, adjusting, etc., of automatic controllers.

(ii) Electricity

To provide trainees with knowledge and skill required not only for repairing, adjusting, etc., of factory electric equipment such as motor, transformer, but also for assembling of switchboards or electric wirings, etc.

(iii) Mechanics

(a) Repair of machinery

To provide trainees with knowledge and skill necessary for manufacturing, assembling, adjusting, welding and pipe works of machinery parts required for repairing of machinery equipment.

(b) Maintenance of motors

To provide trainees with knowledge and skill required for assembling, disassembling, and adjusting of mobile engine.

(3) Entry qualification of trainees to the Center

(i) Those who have diploma of middle school or those who have attended a senior high school (5th or 6th form in school);

(ii) Those whose ages are between sixteen (16) and twenty-one (21) years old and

(iii) Those who pass the entrance examination to the Center.

II. JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor
2. Coordinator
3. Experts in the fields of :
 - (1) Electronics I
 - (2) Electronics II
 - (3) Electricity
 - (4) Mechanics I
 - (5) Mechanics II
4. Short term experts may be dispatched, when necessity arises, for the smooth implementation of the Project.

III. EQUIPMENT

1. While limited to a small quantity as supplement of those extended by the Japanese grant aid scheme, the Equipment necessary for implementing the following training courses will be provided:

- (1) Electronics I
- (2) Electronics II
- (3) Electricity
- (4) Mechanics I
- (5) Mechanics II

2. The decision of specification and selection of the above-mentioned Equipment will be made in due course through mutual consultation.

MF

SL

IV. SENEGALESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Center
2. Chief of Instructors
3. Instructors
 - (1) Senior instructor
 - One (1) in each course, totaling five (5)
in five (5) courses.
 - (2) Instructors
 - Two (2) in each course, totaling ten (10)
in five (5) courses, at least.
4. Administrative Personnel

Administrator General	(1)
Nurse	(1)
Secretaries (3)	(2) typists
	(1) to have a good command of English
Accountant	(1)
Roneo typist	(1)
Storekeeper	(1)
Guardmen	(2)
Drivers	(2)
Servant	(1)
Labourers	(2)
Others	

TR

D.

V. LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land for the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center
2. Administration building
 - (1) Head's office
 - (2) Japanese Chief Advisor's office
 - (3) Administrator General's office
 - (4) Japanese Coordinator's office
 - (5) Administration office
 - (6) Japanese experts' office
 - (7) Office for Senegalese counterpart personnel
 - (8) Office for guardmen
 - (9) Conference rooms
 - (10) Storeroom
3. Classrooms
4. Workshops
5. Audio-visual room
6. Drafting room
7. First aid room
8. Other necessary building and facilities.

VI. JOINT COMMITTEE

1. Function

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work;

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievement of the above-mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program

2. Composition

(1) Senegalese Side

(i) Chairman : Director of Cabinet of Secretariat of State in charge of Technical Education and Vocational Training

(ii) Members : Director of Technical Education and Vocational Training

Head of the Center

Other personnel concerned, if necessary.

(2) Japanese Side

(i) Chief Advisor

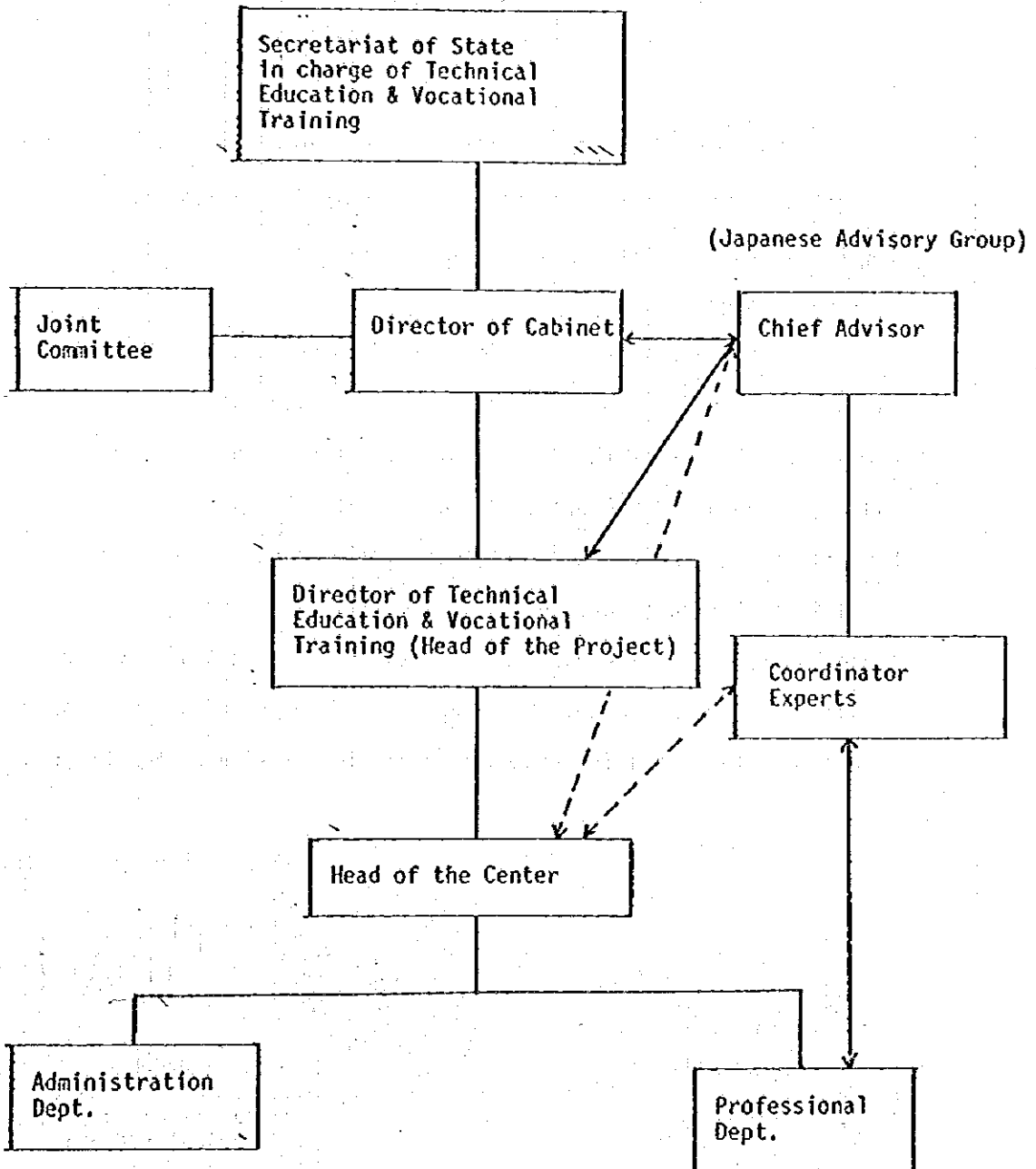
(ii) Coordinator

(iii) Expert(s) designated by the Chief Advisor

(iv) Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary.

Note: Officials of the Embassy of Japan in Dakar may attend the Joint Committee as observers.

VII. ORGANIZATION CHART



MF

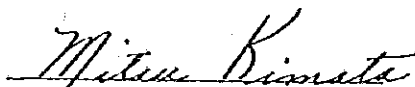
A

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
FOR THE SENEGAL-JAPAN TECHNICAL AND
VOCATIONAL TRAINING CENTER PROJECT

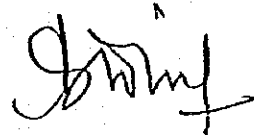
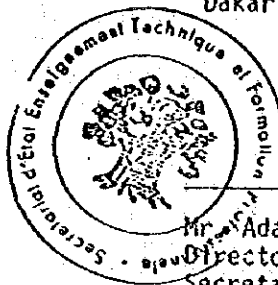
The Japanese Implementation Survey Team and the Senegalese Authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule for the implementation of the Project as annexed hereto.

This Schedule has been formulated in connection with the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Leader of the Japanese Implementation Survey Team and the Director of Cabinet of Secretariat of State, for the Senegal-Japan Technical and Vocational Training Center, on the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides and that the schedule is subject to change within the scope of the Record of Discussions when necessity arises in the course of implementation of the Project.

Dakar, February 4 , 1984



Mrs. Mitsu KIMATA
Leader
Implementation Survey Team
Japan International
Cooperation Agency,
JAPAN



Mr. Adama DIOUF
Director of Cabinet of
Secretariat of State (in charge
of Technical Education and
Vocational Training)
THE REPUBLIC OF SENEGAL

**TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
FOR THE SENEGAL-JAPAN TECHNICAL AND VOCATIONAL
TRAINING CENTER PROJECT**

CALENDAR YEAR	1984	1985	1986	1987	1988	1989
DESIGNATION		(Advisory) (Survey)	Mutual (Consultation)	(Equipment) (Repair)	(Evaluation)	
- Dispatch of Survey Teams	March					
- Dispatch of Japanese Experts:						
1. Chief Advisor	March					
2. Coordinator	March					
3. Experts:	March					
1) Electronics I	March					
2) Electronics II	March					
3) Electricity	March					
4) Mechanics I	March					
5) Mechanics II	March					
Short term Experts, if necessary	March					
- Provision of the Equipment	March					
- Training of Senegalese Personnel in Japan	March January	July	Group III			
	Group I					
	Group II					
- Assignment of Senegalese Counterparts & Administrative personnel:	April					
1. Head of the Center	April					
2. Chief of Instructors	March					
3. Instructors in the fields of:	March					
1) Repair of household electronic apparatus	March					
2) Automatic control	March					
3) Electricity	March					
4) Repair of machinery	March					
5) Maintenance of motors	March					
4. Administrative personnel:	April					
1) Administrative staffs	April					
2) Accountant	April					
3) Drivers	April					
4) Others	April					
- Opening of courses	October	October				
1. Electronics I, II	October	October				
2. Mechanics I, II	October	October				
3. Electricity	October	October				

Note : Administrative Personnel will be provided according to the progress of implementation of the Project.

PROCES-VERBAL DES DISCUSSIONS TENUES
ENTRE LA MISSION JAPONAISE D'ETUDE ET LES AUTORITES
CONCERNEES DU GOUVERNEMENT DE LA REPUBLIQUE DU SENEGAL
SUR LA COOPERATION TECHNIQUE DU JAPON POUR LE PROJET
DU CENTRE DE FORMATION PROFESSIONNELLE ET TECHNIQUE
SENEGAL-JAPON

La Mission japonaise d'Etude, organisée par l'Agence japonaise de Coopération Internationale et dirigée par Madame Mitsu KIMATA, s'est rendue en République du Sénégal du 29 janvier 1984 au 5 février 1984, dans le but d'établir les détails du programme de coopération technique, concernant le Projet du Centre de Formation professionnelle et Technique Sénégal-Japon.

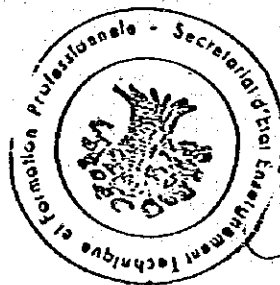
Durant son séjour au Sénégal, la Mission a échangé des vues et a eu une série de discussions avec les autorités sénégalaises concernées au sujet des mesures souhaitables à prendre par les deux Gouvernements, en vue de la réalisation avec succès dudit Projet.

Au terme des discussions, les deux parties sont convenues de faire des recommandations à leurs Gouvernements respectifs sur les sujets auxquels il est fait référence dans le document ci-annexé.

Fait en 2 exemplaires à Dakar le 4 février 1984 dans les langues anglaise et française, chaque texte faisant également foi.

Mitsu Kimata

Mme Mitsu KIMATA
Chef de la Mission Japonaise
d'Etude,
Agence Japonaise de la Coopération
Internationale
JAPON



Adama Diouf

Monsieur Adama DIOUF
Directeur de Cabinet du
Secrétariat d'Etat à l'Enseignement technique et à la
Formation professionnelle
REPUBLIQUE DU SENEGAL

DOCUMENT ANNEXE

I. COOPERATION ENTRE LES DEUX GOUVERNEMENTS

1. Le Gouvernement du Japon et le Gouvernement de la République du Sénégal s'engageront à coopérer pour l'exécution du Projet du Centre de Formation Professionnelle et technique Sénégal-Japon (ci-après dénommé "le Projet"), dans le but de former la main-d'oeuvre spécialisée en cadres moyens contribuant au développement socio-économique de la République du Sénégal.

2. Le projet sera exécuté en conformité avec le Plan Directeur objet de l'Annexe I.

MF

A.

II. ENVOI DES EXPERTS JAPONAIS

1. En conformité avec les lois et règlements en vigueur au Japon, le Gouvernement du Japon prendra les mesures nécessaires, par l'intermédiaire de l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée "la JICA") pour fournir à sa charge les services des experts japonais énumérés en Annexe II, conformément à la procédure normale du plan de coopération technique du Gouvernement du Japon.

2. Les privilèges, exonérations et bénéfices accordés aux experts japonais auxquels il est fait référence au paragraphe 1. ci-dessus, ainsi qu'à leurs familles, seront non moins favorables que ceux accordés à des experts et à leurs familles des pays tiers ou des organisations internationales, effectuant des missions similaires en République du Sénégal, et comprendront :

- (1) Exonération des impôts sur le revenu et des charges de toute sorte imposées sur ou en relation avec les allocations envoyées de l'étranger.
- (2) Exonération des taxes sur l'importation et l'exportation et des charges de toute sorte relative aux effets personnels et ménagers, y compris un (1) véhicule motorisé par famille, qui pourra être apporté de l'étranger et emporté de la République du Sénégal.
- (3) Délivrance des cartes d'identité aux experts japonais et à leurs familles, afin de s'assurer la coopération des autorités concernées dans l'accomplissement des tâches des experts japonais.

III. FOURNITURE DES APPAREILS ET EQUIPEMENT

1. En conformité avec les lois et règlements en vigueur au Japon, le Gouvernement du Japon prendra les mesures nécessaires, par l'intermédiaire de la JICA, pour fournir à sa charge, appareils, équipement et autres matériels (ci-après dénommés "l'Équipement") nécessaires à l'exécution du Projet, tels qu'énumérés en Annexe III. L'Équipement, considéré comme supplément des appareils et de l'équipement accordés dans le cadre de l'aide non remboursable du Gouvernement du Japon, sera alloué selon le plan de coopération technique du Gouvernement du Japon.

2. L'Équipement deviendra propriété du Gouvernement de la République du Sénégal, dès qu'il sera livré au CAF aux autorités sénégalaises concernées, dans les ports et/ou les aéroports de débarquement, et sera utilisé exclusivement pour l'exécution du Projet, en consultation étroite avec les experts japonais auxquels il est fait référence en Annexe II.

M

J

IV. FORMATION DU PERSONNEL SENEGALAIS AU JAPON

1. En conformité avec les lois et règlements en vigueur au Japon, le Gouvernement du Japon prendra les mesures nécessaires, par l'intermédiaire de la JICA, pour recevoir à sa charge le personnel sénégalais concerné par le Projet, en vue de sa formation technique au Japon, conformément à la procédure normale du plan de coopération technique du Gouvernement du Japon.

2. Le Gouvernement de la République du Sénégal prendra les mesures nécessaires pour s'assurer que les connaissances et l'expérience acquises par le personnel sénégalais, grâce à sa formation technique au Japon, seront utilisées d'une manière efficace pour l'exécution du Projet.

V. SERVICE DES HOMOLOGUES SENEGALAIS ET DU PERSONNEL ADMINISTRATIF

1. En conformité avec les lois et règlements en vigueur en République du Sénégal, le Gouvernement de la République du Sénégal prendra les mesures nécessaires pour fournir à sa charge, les homologues sénégalais, ainsi que le personnels administratif tels qu'énumérés en Annexe IV pour assurer les services nécessaires à la bonne marche du projet.

2. Le Gouvernement de la République du Sénégal fournira en nombre suffisant le personnel dûment qualifié et correspondant à chaque expert japonais envoyé par le Gouvernement du Japon tel qu'il est précisé en Annexe II, en vue d'effectuer le transfert de technologie d'une manière efficace et avec succès.

VI. MESURES A PRENDRE PAR LE GOUVERNEMENT DE LA REPUBLIQUE DU SENEGAL

1. En conformité avec les lois et règlements en vigueur en République du Sénégal, le Gouvernement de la République du Sénégal prendra les mesures nécessaires pour fournir à sa charge :

- (1) Terrain, bâtiments et commodités tels qu'énumérés en Annexe V.
- (2) Fourniture ou remplacement des appareils, équipement, instrument, véhicules, outils, pièces de rechange et tout autre matériel, nécessaires à l'exécution du Projet, autres que ceux qui sont fournis par le Gouvernement du Japon d'après le paragraphe III ci-dessus.
- (3) Facilités de transport, allocations de voyage pour les experts japonais, à l'occasion de voyage officiel à l'intérieur de la République du Sénégal.
- (4) Logements convenablement meublés pour les experts japonais et leurs familles.

2. En conformité avec les lois et règlements en vigueur en République du Sénégal, le Gouvernement de la République du Sénégal prendra les mesures nécessaires :

- (1) Pour couvrir les dépenses nécessaires pour le transport à partir des ports et/ou des aéroports d'embarquement au Centre de Formation professionnelle et Technique, de l'Équipement ainsi que son installation, fonctionnement et entretien.
- (2) Pour exonérer des taxes douanières, taxes internes et toutes autres charges imposées sur l'Équipement en République du Sénégal
- (3) Pour couvrir toutes les dépenses courantes nécessaires pour l'exécution du Projet.

MR

CA

VII. ADMINISTRATION DU PROJET

1. Le Directeur de Cabinet du Secrétariat d'Etat à l'Enseignement technique et à la Formation professionnelle assurera toutes les responsabilités de l'exécution du Projet.
2. Le Directeur de l'Enseignement technique et de la Formation professionnelle en tant que Chef de Projet, sera responsable de la direction et des questions administratives du Projet.
3. Le Conseiller en Chef japonais fournira au Chef de Projet, les recommandations et les conseils nécessaires, relatifs aux questions techniques et administratives posées au cours de l'exécution du Projet.
4. Le Chef du Centre de Formation professionnelle et technique Sénégal-Japon et le Conseiller en Chef japonais collaboreront en consultation étroite pour l'exécution du Projet.
5. Les experts japonais donneront les orientations et les conseils techniques au personnel homologue sénégalais, en ce qui concerne les questions relatives à l'exécution du Projet.
6. Pour une réalisation efficace et pour le succès du Projet, un Comité mixte sera mis en place selon la composition et avec les fonctions énumérées en Annexe
7. En ce qui concerne l'organigramme du Projet, se référer à l'Annexe VII.

M

J

VIII. RECLAMATIONS CONTRE LES EXPERTS JAPONAIS

Le Gouvernement de la République du Sénégal acceptera d'assumer la responsabilité relative aux réclamations qui seraient faites contre les experts japonais engagés dans le Projet, résultant de , survenues au cours de ou en relation avec l'accomplissement de leurs fonctions officielles en République du Sénégal, à l'exception de celles survenues suite à une in conduite volontaire ou à une négligence importante de la part des experts japonais.

IX. CONSULTATION MUTUELLE

Les deux Gouvernements se consulteront à propos des questions importantes découlant du présent Document Annexé ou en rapport avec celui-ci.

X. DUREE DE LA COOPERATION

La durée de la coopération technique pour le Projet dans le cadre du présent Document Annexé sera de cinq (5) ans, à compter de la date de signature.

M

J

I. PLAN DIRECTEUR

1. Objectif du Projet

L'objectif du Projet est de créer un Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon à Dakar (ci-après dénommé "le Centre") et d'effectuer une formation technique et professionnelle, dans le but de transférer aux stagiaires sénégalais, les connaissances et les techniques de base, relatives aux équipements industriels.

2. Objectif de la Coopération Technique Japonaise

L'objectif du Programme de Coopération Technique Japonaise consiste à assister et à conseiller par des experts japonais les instructeurs homologués sénégalais, en les encadrant dans leurs cours de formation en Electronique, Electricité et Mécanique. De plus un complément d'équipement sera prévu et la formation des instructeurs sénégalais sera assurée au Japon.

(1) La structure des cours, l'admission et la durée de la formation sont détaillées au tableau suivant :

<u>Secteur</u>	<u>Cours</u>	<u>Durée</u>	<u>Nombre de stagiaires</u>
1 Electronique I	Réparation d'appareils ménagers électroniques	3 ans	10 stagiaires
Electronique II	Contrôle automatique	3 ans	10 stagiaires
2 Electricité	Electricité	3 ans	10 stagiaires
3 Mécanique I	Réparation des machines	3 ans	10 stagiaires
Mécanique II	Entretien des moteurs	3 ans	10 stagiaires

M

J.

(2) Objectifs de la Formation

(i) Electronique

(a) Réparation d'appareils ménagers électroniques

Enseigner aux stagiaires les connaissances et les techniques requises pour le démontage, le montage, la réparation, le réglage, etc., des appareils ménagers électroniques.

(b) Contrôle automatique

Enseigner aux stagiaires les connaissances et les techniques requises pour la réparation, le réglage, etc., de contrôleurs automatiques.

(ii) Electricité

Enseigner aux stagiaires les connaissances et les techniques requises non seulement pour la préparation, le réglage, etc., de l'équipement électrique en usine tel que moteur, transformateur, etc., mais aussi pour le montage de tableaux de distribution et l'installation de fils électriques, etc.

(iii) Mécanique

(a) Réparation des machines

Enseigner aux stagiaires les connaissances et les techniques concernant la fabrication, le montage, le réglage, la soudure et la tuyauterie des pièces mécaniques requis pour la réparation des équipements mécaniques.

(b) Entretien des moteurs

Enseigner aux stagiaires les connaissances et les techniques requises pour le montage, le démontage et le réglage de moteurs mobiles.

(3) Condition d'admission au Centre

- (i) Etre titulaire du Diplôme de Fin d'Etudes Moyennes (DFEM), ou avoir fréquenté une classe de seconde ou de première (5e ou 6e année)
- (ii) Etre âgé de seize (16) ans à vingt et un (21) ans au plus et
- (iii) Réussir au concours d'admission au Centre.

5

MF

CG

II. EXPERT JAPONAIS

1. Conseiller en Chef
2. Coordinateur
3. Experts dans les domaines de :

- (1) Electronique I
- (2) Electronique II
- (3) Electricité
- (4) Mécanique I
- (5) Mécanique II

4. D'autres experts pourront être envoyés pour un séjour de courte durée, en cas de nécessité, afin d'assurer l'exécution efficace du Projet.

MF

A

III. EQUIPEMENT

1. L'Equipement nécessaire pour assurer les cours de formation mentionnés ci-dessous sera fourni en quantité limitée. Cet Equipement s'entend comme étant destiné à compléter l'équipement prévu par le plan d'aide non remboursable du Gouvernement du Japon :

- (1) Electronique I
- (2) Electronique II
- (3) Electricité
- (4) Mécanique I
- (5) Mécanique II

2. La décision de la spécification et le choix de l'Equipement mentionné ci-dessus seront pris en temps convenable en consultation mutuelle par les deux parties.

MR

(9)

IV. HOMOLOGUES SENEGALAIS ET PERSONNEL ADMINISTRATIF

1. Chef du Centre

2. Chef des Instructeurs

3. Instructeurs

(1) Instructeur Principal

- Un (1) instructeur principal dans chaque cours, soit, au total cinq (5) instructeurs principaux pour cinq (5) cours

(2) Instructeurs

- Deux (2) instructeurs dans chaque cours, soit, au total dix (10) instructeurs pour cinq (5) cours, au moins.

4. Personnel Administratif

Intendant	(1)
Infirmier	(1)
Secrétaires (3)	(2) dactylos (1) bonne connaissance de l'anglais nécessaire
Comptable	(1)
Ronéo-typiste	(1)
Magasinier	(1)
Gardiens	(2)
Chauffeurs	(2)
Planton	(1)
Manoeuvres	(2)
Autres	

MR

CA

V. TERRAIN, BATIMENTS ET COMMODITES

1. Terrain destiné au Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon
2. Bâtiment administratif
 - (1) Bureau du Chef de Projet
 - (2) Bureau du Conseiller en Chef Japonais
 - (3) Bureau de l'Intendant
 - (4) Bureau du Coordinateur Japonais
 - (5) Bureau pour les services administratifs
 - (6) Bureau des Experts Japonais
 - (7) Bureau du personnel enseignant sénégalais
 - (8) Bureau des Gardiens
 - (9) Salles de conférence
 - (10) Magasin
3. Salles de classe
4. Ateliers
5. Salle des cours audiovisuels
6. Salle de dessin
7. Infirmerie
8. Autres aménagements et bâtiments nécessaires.

Mf

SP

VI. COMITE MIXTE

1. Fonction

Le Comité Mixte se réunira au moins une (1) fois par an et chaque fois que de nécessaire, et il s'occupera de :

- (1) Arrêter le Plan Annuel de Travail du Projet conformément au Plan Provisoire d'Exécution du Projet établi dans le cadre du présent Procès-Verbal des Discussions . " :
- (2) Réexaminer le Progrès global du programme de coopération technique, ainsi que l'achèvement du Plan Annuel de Travail mentionné ci-dessus.
- (3) Réexaminer et échanger des points de vue sur les principaux problèmes survenus ou en rapport avec le programme de coopération technique.

2. Composition

(1) Du côté Sénégalais

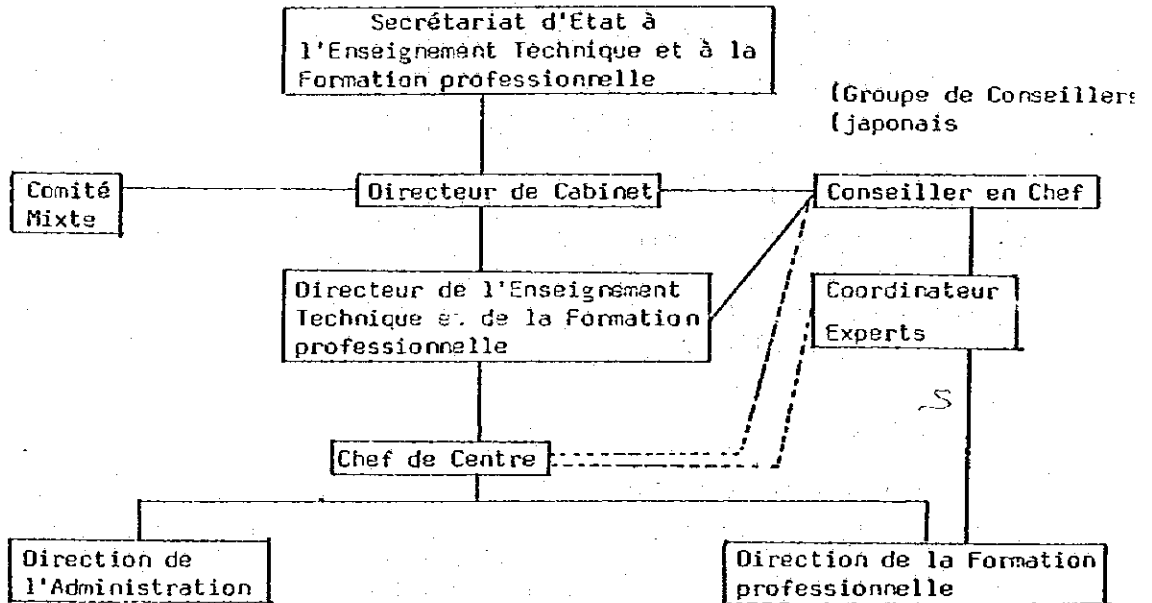
- (i) Président : - Directeur de Cabinet du Secrétariat d'Etat à l'Enseignement technique et à la Formation professionnelle
- (ii) Membres : - Directeur de l'Enseignement Technique et de la Formation Professionnelle
- Autre personnel concerné, si nécessaire.

(2) Du côté Japonais

- (i) Conseiller en Chef
- (ii) Coordinateur
- (iii) Expert (s) nommé (s) par le Conseiller en Chef
- (iv) Personnel concerné, envoyé par la JICA, en cas de nécessité.

NB : Les fonctionnaires de l'Ambassade du Japon à Dakar pourront y assister, en tant qu'observateurs.

VII. ORGANIGRAMME



MS

LA

PLAN PROVISOIRE D'EXECUTION DU PROJET DE
CENTRE DE FORMATION PROFESSIONNELLE ET TECHNIQUE
SENEGAL-JAPON

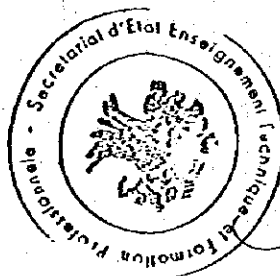
La Mission japonaise d'étude et les Autorités Sénégalaises concernées ont établi conjointement le Plan Provisoire d'Exécution du Projet ci-annexé.

Le présent Plan a été formulé conformément au Document Annexé du Procès-Verbal des Discussions signé entre le Chef de la Mission Japonaise d'Etude et le Directeur de Cabinet du Secrétariat d'Etat à l'Enseignement technique et à la Formation professionnelle, pour le Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon, sous réserve que les mesures nécessaires soient prises par les deux parties pour la mise en exécution du Projet à savoir : allocations budgétaires, mise en place des personnels... Par ailleurs, ce Plan est sujet à d'éventuelles modifications dans le cadre du Procès Verbal des discussions, en cas de nécessité, au cours de l'exécution du Proje

Fait à Dakar, le 4 février 1984

Mitsu Kimata

Mme Mitsu KIMATA
Chef de la Mission
Japonaise d'Etude,
Agence Japonaise de
Coopération Internationale
JAPON



Adama Diouf

Monsieur Adama DIOUF
Directeur de Cabinet
du Secrétariat d'Etat à
l'Enseignement technique et
à la Formation professionnelle
REPUBLIQUE DU SENEGAL

LE CENTRE DE FORMATION PROFESSIONNELLE ET TECHNIQUE
SENEGAL-JAPON

Année du Calendrier	1984	1985	1986	1987	1988	1989
DESIGNATION : - Envoi des Equipes d'Etude - Envoi des Experts Japonais : 1. Conseiller en Chef 2. Coordinateur 3. Experts : 1) Electronique I 2) Electronique II 3) Electricité 4) Mécanique I 5) Mécanique II Experts à courte durée (si nécessaire) - Fourniture de l'Equipement - Formation du personnel sénégalais au Japon - Affectation des Homologues et du Personnel Administratif : 1. Chef du Centre 2. Chef des Instructeurs 3. Instructeurs dans les domaines de : 1) Réparation d'appareils ménagers électroniques 2) Contrôle automatique 3) Electricité 4) Réparation des machines 5) Entretien des moteurs 4. Personnel administratif : 1) Agents administratifs 2) Comptable 3) Chauffeurs 4) Autres - Début de la Formation 1. Electroniques I, II 2. Mécaniques I, II 3. Electricité	février (Etude à la Réalisation) mars	(Etude-Conseil)	(Consultation, Mutuelle)	Réparation de l'Equipement	(Evaluation)	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	
	← →	← →	← →	← →	← →	

NB. : Le personnel administratif sera mis en place en fonction de l'état d'avancement de la réalisation du Projet.

Ⅶ-3. 日本・セネガル技術職業訓練センターに係るプロジェクトのための技術協力に関する日本国実施協議チーム及びセネガル共和国政府関係機関との間における討議議事録(仮訳)

国際協力事業団が組織し、木全ミツを団長とする日本国実施協議チームは、セネガル・日本職業訓練センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を討議するため、1984年1月29日より2月6日までの日程をもってセネガル共和国を訪問した。

セネガル共和国滞在期間中、本チームは上述のプロジェクトに係る技術協力プロジェクトの効果的な実施のために両国政府によって講ぜられるべき望ましい措置に関し、セネガル側関係機関と意見の交換を行うと共に一連の討議を行った。討議の結果、本チーム及びセネガル側関係機関は各々の政府に対し、別添付属文書にうたわれている諸事項について勧告することに同意した。

1984年2月4日、ダカールにおいて、英語及びフランス語を正文とし原文二通が作成された。

(署名)

木全ミツ

団長
実施協議チーム
国際協力事業団
日本国

(署名)

アダマ・ディウフ

官房長
(技術教育・職業訓練担当)

セネガル共和国

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府とセネガル共和国政府は、同国の産業発展に貢献する中堅技能労働者を養成するため、日本・セネガル技術職業訓練センタープロジェクト（以下「プロジェクト」と言う）の実施において相互に協力する。
2. 本プロジェクトは、附表Ⅰのマスタートラン（基本計画）に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法令に従い、日本国政府は、日本国政府の技術協力計画の通常手続きにより附表Ⅱに掲げる日本人専門家派遣によるサービスを自己の負担において提供するため、国際協力事業団（以下「JICA」と言う）を通じ必要な措置を講ずる。
2. 上記1項に記載された日本人専門家及びその家族に対し与えられる特権免除及び便宜については、セネガル共和国内において、同様の目的をもって業務を遂行する第三国又は国際機関の専門家と同等の措置が附与され、次の事項が含まれる。
 - (1) 日本人専門家に対し海外から送金される給与及びその他の金品に対し、それに関連して課される所得税その他の課徴金の免除。
 - (2) セ国に持込まれるあるいは持出される一家族当たり1台の車を含む家財及び身廻り品に関する輸入税、輸出税、その他の課徴金の免除。
 - (3) 日本人専門家及びその家族に対し、任務遂行上必要なセネガル共和国関係機関の協力を保障するための、身分証明書の発行。

III 機 材 供 与

1. 日本国において施行されている法令に従い、日本国政府は附表Ⅲに掲げる本プロジェクトに必要な機械、設備及びその他資材（以下「機材」という）を自己の負担において供与するためJICAを通じ必要な措置を講ずる。当機材は、日本国政府の無償援助計画にもとづいて供与される機材を補足するものであり、日本国政府の技術協力計画の通常手続きにより供与される。
2. 当該機材は、陸揚の港あるいは空港において、セネガル側関係機関にCIF建てによって引渡される時点で、セネガル共和国政府の財産となると共に、当該機材は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議の下に専ら、当該プロジェクトの実施のために活用される。

IV 日本におけるセネガル人職員の研修

1. 日本国において施行されている法令に従い、日本国政府は日本国政府の技術協力計画の通

附 属 文 書

附表Ⅰ マスタープラン(基本計画)

1. 当該プロジェクトの目的

本プロジェクトは、日本・セネガル技術職業訓練センターを設立し、セネガル人訓練生に対し、工業設備に関する基礎的知識と技能を与えるためのことを目的とした技術職業訓練を行うことを目的とする。

2. 日本の技術協力の目的

日本の技術協力計画は、電子、電気、機械の訓練コースを実施し、日本人専門家によりセネガル人カウンターパート指導員に援助、助言することに加え、追加機材の供与及び日本におけるセネガル人カウンターパート指導員の訓練を行うことを目的とする。

(1) 当該センターの訓練分野、訓練生定員及び訓練期間は次の表のとおりである。

分 野	訓 練 コ ー ス	訓 練 期 間	訓 練 生 定 員
1. 電 子	I 家庭用電子機器修理	3 年	10名
	II 自動制御	3 年	10名
2. 電 気	電 気	3 年	10名
3. 機 械	I 機 械 修 理	3 年	10名
	II エンジン整備	3 年	10名

(2) コース訓練目的

(i) 電子科

① 家庭用電子機器修理コース

家庭用電子機器の分解組立、修理、調整等の知識及び技能について習得させる。

② 自動制御コース

工場設備に付属している自動制御装置の修理・調整等に必要知識及び技能について習得させる。

(ii) 電気科

モーター・トランス等工場用電気機器の修理、調整等のみならず、配電盤の組立て又は屋内電気配線等についての知識及び技能を習得させる。

(iii) 機械科

① 機械修理コース

工場の機械設備の修理に必要な機械部品の製作、組立て、調整、溶接、配管作業に必要な知識及び技能について習得させる。

② エンジン整備コース

自動車エンジンの組立、分解、調整に必要な知識及び技能について習得させる。

(3) 当該センターの入所資格

- ① 中等教育終了証所持者又は高等学校修学者（5年又は6年次修了者）
- ② 16才以上21才以下の者
- ③ 当該センターの入所試験合格者

附表Ⅱ 日本人専門家

1. 首席顧問（チーフアドバイザー）
2. 調整員
3. 次の分野の専門家
 - (1) 電子Ⅰ
 - (2) 電子Ⅱ
 - (3) 電気
 - (4) 機械Ⅰ
 - (5) 機械Ⅱ
4. 短期専門家は、当該プロジェクトの円滑な実施のため必要性が生じた時に派遣される。

附表Ⅲ 機 械

1. 日本の無償資金協力計画で供与された機材の補完として、少量に限られるが下記の訓練科の実施に必要な機材が供与される。
 - (1) 電子Ⅰ
 - (2) 電子Ⅱ
 - (3) 電気
 - (4) 機械Ⅰ
 - (5) 機械Ⅱ
2. 上記機材の内訳の決定及び選定は相互協議を通じて行われる。

附表Ⅳ セネガル側カウンターパート及び管理職員

1. 所長
2. 主任指導員
3. 指導員
 - (1) 上級指導員 各コース1名 計5コース 5名
 - (2) 指導員 各コース2名 計 10名

常手続きにより、日本における技術研修のため、本プロジェクトに関係するセネガル人職員を自己の負担において受け入れるため、JICAを通じ必要な措置を講ずる。

2. セネガル共和国政府は、セネガル人職員が日本における技術研修によって修得した知識及び経験が当該プロジェクト実施のために効果的に活用されることを担保するため、必要な措置を講ずる。

V セネガル人カウンターパート職員及び管理職員の役務

1. セネガル共和国において施行されている法令に従い、セネガル共和国政府は、附表Ⅳに掲げられているセネガル人カウンターパート職員と管理職員による必要なサービス（役務）を自己の負担において確保するため必要な措置を講ずる。
2. セネガル共和国政府は、当該プロジェクトの技術移転が効果的及び成功裡に行われるため、附表Ⅱに掲げる各分野の日本政府派遣の専門家に対応した適切な資格を有する職員を必要な数だけ配置する。

VI セネガル国政府のとるべき措置

1. セネガル共和国において施行されている法令に従い、セネガル共和国政府は、自己の負担において、次のものを提供するために必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる土地、建物及び附帯施設。
 - (2) 上記Ⅲの日本国政府により供与される機材以外で、当該プロジェクトの実施に必要な機械、設備、機器、車輛、工具、補充部品及びその他機械の調達もしくは代替。
 - (3) セネガル共和国における日本人専門家の公務出張に係る交通の便宜及び旅費の支給。
 - (4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設の提供
2. セネガル共和国において施行されている法令に従い、セネガル共和国政府は次の事項を満たすために必要な措置をとる。
 - (1) 陸揚げの港又は空港から、日本・セネガル技術職業訓練センターまでの機材の輸送並びに据付け、操作及び維持に必要な経費の負担。
 - (2) 機材に対するセネガル共和国国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金の免除。
 - (3) プロジェクト実施に必要な全ての運営費の負担。

VII 当該プロジェクトの管理

1. 官房長（技術教育職業訓練担当）は、本プロジェクト実施上の全ての責任を負う。
2. 技術教育職業訓練局長は、当該プロジェクトの長として本プロジェクト遂行上の管理、運営に係る事項に対する責任を負う。
3. 日本人首席顧問（チーフアドバイザー）は、プロジェクトの長に対し、当該プロジェクト

の実施に係る技術あるいは運営上の事項に関し、勧告、助言を行う。

4. 日本・セネガル技術職業訓練センターの長とチーフ・アドバイザーは、当該プロジェクトの円滑な運営のため、緊密な協議を行う。
5. 日本人専門家は、セネガルのカウンターパート職員に対し、当該プロジェクトの実施に係る事柄に関し、必要な技術上の指導、助言を行う。
6. 当該プロジェクトの効果的及び円滑な実施のため、附表Ⅵに掲げる機能と構成をもった合同委員会を設置する。
7. 当該プロジェクトの組織図は付表Ⅶに掲げるとおりである。

Ⅷ 日本人専門家に対するクレーム

セネガル共和国政府は、日本人専門家のセネガル共和国内における当該プロジェクトに係る職務の遂行に起因し、またはその遂行中、もしくはその遂行に関連して発生する当該プロジェクトと従事する日本人専門家に対する第三者からのクレーム、又は責務が生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずるクレームや責務については、この限りでない。

Ⅸ 相互協議

両国政府は、本附属文書より生ずる、または同文書に関連する主要事項について、相互協議を行う。

X 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトに対する技術協力期間は、本討議議事録署名の日より5ヶ年とする。

4. 管理職員		
事務局長		1名
看護婦		1名
秘書	3名 {	タイピスト 2名
		英語力を有する者 1名
経理係		1名
ロネオタイピスト		1名
倉庫管理人		1名
守衛		2名
運転手		2名
雑役夫		1名
作業員		2名
その他		

附表 V 土地・建物及び附属施設

1. 日本・セネガル技術職業訓練センター用土地
2. 管理棟
 - (1) 所長室
 - (2) 日本人チーフアドバイザー
 - (3) 事務局長室
 - (4) 日本人調整員室
 - (5) 事務室
 - (6) 日本人専門家室
 - (7) セネガル人カウンターパート職員室
 - (8) 守衛室
 - (9) 会議室
 - (10) 倉庫
3. 教室
4. 実習室
5. 視聴覚教室
6. 製図室
7. 保健室
8. その他必要な建物及び施設

附表Ⅴ 合同委員会

1. 機能

合同委員会は少くとも年1回及び必要に応じ開催され、その仕事は次のとおりである。

- (1) 討議々事録の枠組の中で実施暫定スケジュールに従って、年間実施計画を策定すること。
- (2) 年間実施計画の達成度及び当該技術協力計画全体の進捗状況、上記について検討すること。
- (3) 当該技術協力計画に起因して生じ、又は関連する重要事項に関し検討し、意見の交換を行うこと。

2. 構成

(1) セネガル側

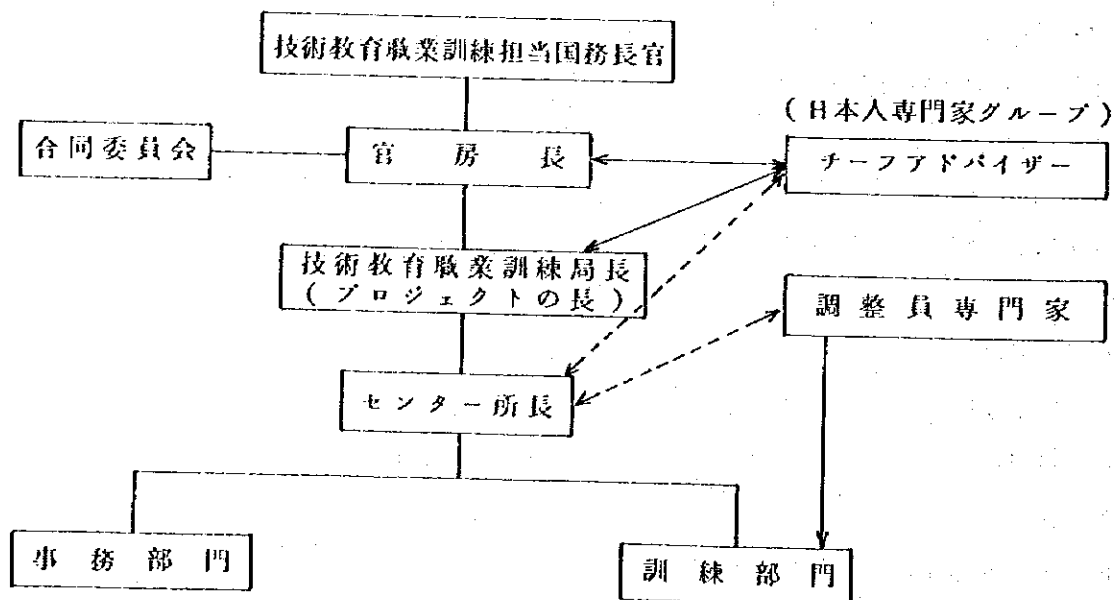
- ① 議長 官房長(技術教育職業訓練担当)
- ② メンバー 技術教育職業訓練局長
センター所長
必要に応じその他関係者

(2) 日本側

- ① チーフアドバイザー
- ② 調整員
- ③ チーフアドバイザーに指名された専門家
- ④ 必要に応じ、JICAによって派遣された関係者

併 在セネガル日本大使館員がオブザーバーとして合同委員会に出席することができるものとする。

附表Ⅵ 組織図



セネガル・日本技術職業訓練センタープロジェクト
の実施暫定スケジュール

日本国実施協議チームとセネガル共和国関係機関は、ここに添付されている、当該プロジェクトの実施暫定スケジュールを合同で作成した。

この暫定スケジュールは、日本国実施協議チーム団長と技術職業訓練庁官房長との間で署名された日本・セネガル技術職業訓練センタープロジェクトに関連する討議議事録の付属文書に関連し当該プロジェクト実施に必要な予算措置が両国でなされること、及びプロジェクト実施中に必要が生じた場合、討議議事録の範囲内で、この計画を変更することがありうるという条件の下で作成された。

ダカール市において 1984年2月4日

(署名)

木 全 ミ ツ

団長
実施協議チーム

国際協力事業団

日 本

(署名)

アダム・ディウフ

官房長
(技術教育職業訓練担当)

セネガル共和国

Ⅷ プロジェクト実施に当たっての提言

1. 訓練分野・技術移転の内容

本プロジェクトにおける技術協力は、その対象を中学校卒業者及びその者と同等以上（リセの5年生及び6年生）の者とし、それらの者に対し3ヶ年に渡り、実技を中心とした基礎技術（これらを生かし将来技術分野における企業の中堅幹部になりうる素地を持たせる技術）を与える職業訓練を実施することにある。

従来、セ国において行われて来た技術の習得は、徒弟制度が中心であり、また事業内において行われるO. J. T.にしても単に単能上の養成にしか留まり得ず、近代産業の導入にあっても、それを発展させ得る原動力たり得なかったものと思われる。従って、経済社会の発展に寄与させるための技術を与えるためには、実学一体である訓練を系統的に行うことにより、応用技術に展開し得る基礎技術を身につけさせることが必要となって来た。従って、

本プロジェクトにおける訓練分野は、大別すると

i) 電気・電子系

ii) 機械系

の2分野に分類することが出来る。

これらの分野に対する技術移転の内容として次の事があげられる。

- (1) 訓練内容の決定及び訓練科目の編成
- (2) 指導法及び指導内容の検討
- (3) 教材作成法
- (4) センターの管理運営

そして、これらの技術移転を行うことにより、技術協力終了後「セ」側が独立してセンターを十分に機能させ、自らの手で運用し得るようにすることが必要となってくる。

2. 電気・電子系の分野の訓練計画

本分野の訓練においては電気理論、電気回路、測定法等の電気に関する知識を基礎とし、家庭用電子機器修理、自動制御及び工場内電気設備の各コースにおいて、それぞれ専門知識を付与するとともに、はんだ付け、電線の接続、電気・電子回路の測定等の基本的技能を十分に修得させた上、各コースにおける専門分野に係る実技を積み重ねることにより、将来技能労働者として独立し、また中堅幹部になり得る素地を与えることが出来る訓練を実施する。

3. 機械系の分野の訓練計画

本分野の訓練においては、機械工学、機械工作、材料力学、製図等の機械系に関する知識を基礎とし、機械修理及びエンジン整備に係るコースにおいて専門知識を付与するとともに溶接、

板金、手仕上げ等における基礎的技能を十分修得させた上、各コースにおける専門分野の実技を積み重ねることにより、将来技能労働者として独立し、また中堅幹部になり得る素地を与えることが出来る訓練を実施する。

4. プロジェクトの評価の方法

プロジェクトに対しての評価については、種々の時点に、種々の方法において行い、また行われることが必要である。

プロジェクトの進行中における日本人専門家による場合、又は相手国政府による場合、また技術協力の協力期間中、終了時に日本人専門家、相手国政府、日本政府のそれぞれによる総合的評価の場合がある。

特に協力期間中、終了時に行われる評価においては

- ① C/Pに対する技術移転の進捗状況
- ② 協力の成果と今後の運営について

等を対象に行うことが必要であろう。

このような、特定時点での評価は、常日頃の評価の積み重ねの上に立って行われるべきものである²ので、チーフアドバイザーは、常に相手国政府関係者と十分討議を重ね、評価を行っておく必要があるものと思慮される。

これら各分野における訓練内容の詳細については、既に事前調査の際、次表に示す内容をセ側政府に提案してある。

今後これらを参考としたうえ、具体的には現在の産業の動向等を把握しながら決定されるべきであろう。

5. 暫定的訓練プログラム

職 種	コース	1 年	2 年	3 年
電 子	家庭用電 子機器修 理	<p>I学 科</p> <p>普通学科</p> <p>数学、物理</p> <p>専門学科</p> <p>電気理論、電気回 路、電子回路、工 作法、測定法</p> <p>II実 技</p> <p>(1)工作基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○板の曲げ、穴あけ加工ができる。 ○やすり作業ができる。 ○はんだ付けができる。 <p>(2)測定基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計器の取扱いができる。 ○電気回路、電子回路の接続ができる。 ○電気・電子回路に用いる器具、素子等の特性試験ができる。 ○高周波増幅、検波回路等の特性試験ができる。 <p>(3)分解・組立基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ・テレビの分解・組立ができる。 	<p>I学 科</p> <p>専門学科</p> <p>電子機器、材料、 工作法、測定法、 電気室用設計・製 図、製図法</p> <p>設計(工業設計)</p> <p>II実 技</p> <p>(1)測定作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○L・R・Cの測定ができる。 ○パルス波の測定ができる。 ○共振回路、増幅回路、発振回路、電源回路、変調および検波回路等の音声回路の測定実験ができる。 ○増幅回路、同期分離回路、発振回路、高圧電源回路等の映像回路の測定実験ができる。 <p>(2)回路組立・調整作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音声回路、映像回路の組立、調整ができる。 ○ラジオ・テレビに用いられる各種部品の取扱いができる。 	<p>I学 科</p> <p>専門学科</p> <p>電子機器、法規、 生産工学概論、安 全、設計、製図、 製図法</p> <p>設計(工業設計)</p> <p>II実 技</p> <p>(1)各種ラジオ・テレビの音声、映像回路の修理・調整ができる。</p> <p>(2)各種家庭用電子機器(例、テレコ、ステレオ)の分解・組立・修理ができる。</p>

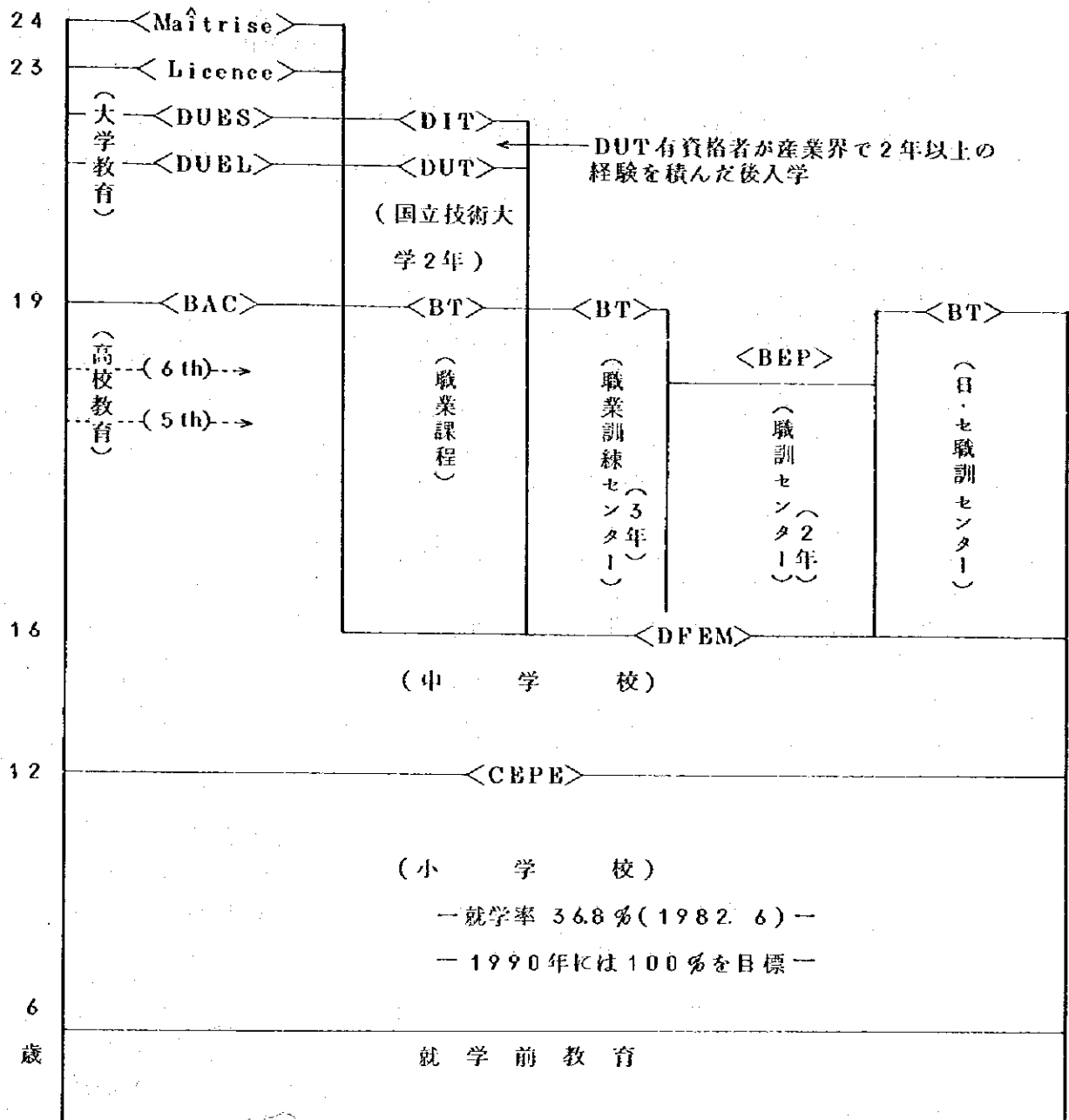
職 種	コース	1 年	2 年	3 年
電 子	設備制御 装置の修 理	<p>Ⅰ学 科</p> <p>電子機器修理に同じ</p> <p>Ⅱ実 技</p> <p>(1)工作基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○板の曲げ、切断、穴あけ加工ができる。 ○やすり作業ができる。 ○はんだ付けができる。 ○電線の接続ができる。 <p>(2)測定基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計器の取扱いができる。 ○電気回路、電子回路の接続ができる。 ○電気・電子回路に用いる器具、素子等の特性試験ができる。 ○電気機器の特性試験ができる。 <p>(3)分解・組立基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モータ・整流器等の分解・組立ができる。 	<p>Ⅰ学 科</p> <p>専門学科</p> <p>電気機器、電子機器、材料、工作法、測定法、製図法、設計（工業設計）</p> <p>自動制御、機械工学</p> <p>Ⅱ実 技</p> <p>(1)測定作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○速度・位置・温度等の測定ができる。 ○電気機器の組み込まれた負荷装置の各種測定ができる。 <p>(2)組立作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有接点素子（マグネットスイッチ等）を使ったシーケンス制御回路の配線・組立・試験ができる。 ○無接点素子（ダイオード、トランジスタ等）を使った制御回路の配線・組立・試験ができる。 	<p>Ⅰ学 科</p> <p>専門学科</p> <p>自動制御、設計、法規、生産工学討論、安全</p> <p>Ⅱ実 技</p> <p>(1)フィードバック、シーケンス制御装置の組立・修理ができる。</p> <p>(2)油圧、速度、位置等の機械的及び電気機械的制御装置の組立・修理ができる。（例、油圧シリンダー、電磁弁）</p> <p>(3)工場設備に付属している制御装置の組立・修理ができる。</p>

職 種	コ ー ス	1 年	2 年	3 年
電 気	電 気	<p>I学 科</p> <p>普通学科 数学、物理</p> <p>専門学科 電気理論、電気回路、測定法、工作法</p> <p>II実 技</p> <p>(1)工作基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○切断、やすり、研削、穴あけ、ねじ切り作業ができる。 ○電線接続ができる。 <p>(2)測定基本作業 自動制御に同じ。</p> <p>(3)分解・組立基本作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モータ・トランス・整流器等の分解・組立ができる。 	<p>I学 科</p> <p>専門学科 電子回路、電気機器、送配電工学、材料、測定法、工作法、電気応用、製図法、設計（工業設計）</p> <p>II実 技</p> <p>(1)測定作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モータ・トランス・照明・電熱器・整流器の特性試験ができる。 <p>(2)巻線及び絶縁作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モータ・トランスの分解・組立・巻替え修理ができる。 ○照明・電熱・整流機器の分解・組立・修理・調整ができる。 	<p>I学 科</p> <p>専門学科 電子機器、設計、法規、生産工学論、安全</p> <p>II実 技</p> <p>(1)測定作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高圧受電盤に付属する保護継電器の動作試験ができる。 ○絶縁試験、耐圧試験ができる。 <p>(2)配線作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高圧受電設備の配線線・点検・検査ができる。 ○モータ制御盤の配線線・点検・検査ができる。 ○屋内配線・点検・検査ができる。

職 種	コース	1 年	2 年	3 年
機 械	機械修理	<p>Ⅰ学 科 普通学科 数学、物理 専門学科 機械工学、電気工 学、工作法、測定 法、材料、製図</p> <p>Ⅱ実 技 (1)手仕上げ ○はつり作業ができ る。 ○やすりによる平面 出しができる。 ○弓のこによる切断 ができる。 ○タップ、ダイスに よるねじ立てがで きる。 (2)工作機械による加 工 ○旋 盤 } ○フライス盤 } のが ○形 削り盤 } 基 ○ボ ー ル 盤 } 本 ○金切のこ盤 } 作 (3)刃物研削作業 } 業 両頭グラインダー による刃物研削が できる。</p>	<p>Ⅰ学 科 専門学科 機械工学、電気工 学、工作法、測定 法、材料、材料力 学、製図</p> <p>Ⅱ実 技 (1)手仕上げ 手仕上げ作業によ る機械部品の製作 及び組合せができ る。 (2)工作機械による加 工 ○旋 盤 } ○フライス盤 } ○形 削り盤 } ○ボ ー ル 盤 } ○研 削 盤 } による機械部品 の製作及び組合 せができる。 (3)刃物研削 ○両頭グラインダ } ○刃物研削盤 } による刃物研削 ができる。</p>	<p>Ⅰ学 科 専門学科 機械工学、材料力 学、製図</p> <p>Ⅱ実 技 (1)製品図面から部品 製作に必要な部品 図の作成ができる。 (2)部品図に基づいて、 機械部品を製作し、 組立て調整または 修理ができる。 (3)板金作業による曲 げ打出し絞り、及 び溶接作業による 鋼板、鋼管の接合 により機械部品の 組立て、または、 修理ができる。</p>
	エンジン 整 備	<p>Ⅰ学 科 機械修理に同じ。</p> <p>Ⅱ実 技 機械修理に同じ。</p>	<p>Ⅰ学 科 機械修理に同じ。</p> <p>Ⅱ実 技 機械修理に同じ。</p>	<p>Ⅰ学 科 専門学科 内燃機関の構造、 電気装置、整備法</p> <p>Ⅱ実 技 自動車のエンジン、 船外機の点検・分解 組立、調整並びに修 理ができる。</p>

Ⅸ 資 料

Ⅸ-1 セネガルにおける教育訓練制度



(参考) ① 高校の先生の資格：BAC+5年間の教育(大学4年+教員教育1年)

② C/Pインストラクター第1 Group：DIT所有 3名、DUT所有 1名

③ < >資格を示す。

④ (次ページ)

③ 学位・資格等の説明

1. Certificat d'Enseignement Primaire Elémentaire (CEPE)
小学校教育終了証書
2. Diplôme de Fin d'Etudes Moyennes (DFEM)
中学校教育終了資格
3. Baccalauréat (BAC)
高等学校教育終了資格
4. Brevet de Technicien (BT)
技能工免状
5. Brevet d'Enseignement Professionnel (BEP)
職業教育免状
6. Diplôme Universitaire d'Etudes Littéraires (DUEL)
文科系大学教育終了資格
7. Diplôme Universitaire d'Etudes Scientifiques (DUES)
理科系大学教育終了資格
8. Diplôme Universitaire de Technologie (DUT)
工科系大学教育終了資格
9. Diplôme d'Ingénieur Technologue (DIT)
工科系技師資格
10. Licence
学士号
11. Maîtrise
修士号

K-2 日本・セネガル職業訓練センターに関する
セネガル国内関係行政機関及び関係者

外務省(1)

経済協力局

(局長 M. Ibmhima CABA)

計画協力省(2)

協力局

(局長 M. Mamadou Mademba Ndiaye)

大蔵省(3)

(担当課長 M. Ibrahina SAMB)

国民教育省(センター工事責任者)

(M. Ndiaye Diouf NDIAYE)

技術教育・職業訓練庁(4)

長官 Mme Marie Sarr MBODJ

官房長 M. Adama DIOUF

職業訓練局長 M. Gustave SOW

主任技術指導官 M. Ibrahima
CISSE

技術指導官 M. Thierno NIANG

M. Pierre BASSE

特別長官顧問(5) M. George MBOOJ

(参考)

○関係省庁所在地(住所・電話)

- (1) Ministère des Affaires Etrangères : B. P. 4044 Place de l'Indépendance Dakar, SENEGAL TEL(221)223401
- (2) Ministère du Plan et de La Coopération : B. P. 4016ème étage Building Administratif, avenue Roume
- (3) Ministère de l'Economie des Finances : B. P. 237 Avenue Carde
- (4) Secrétariat d'Etat à l'Enseignement technique et à la Formation Professionnelle B. P. 5004 route de Ouakam

(技術教育・職業訓練の重要性から、1983年2月より、国民教育省より完全に独立した庁(政策上及び財政上においても)として新設され、日・セ職業訓練センターの担当庁となる。R/D署名時点(1984.2.4)における庁内組織構想は、長官の頭の中にあり、近々具体的になるという説明であった。)

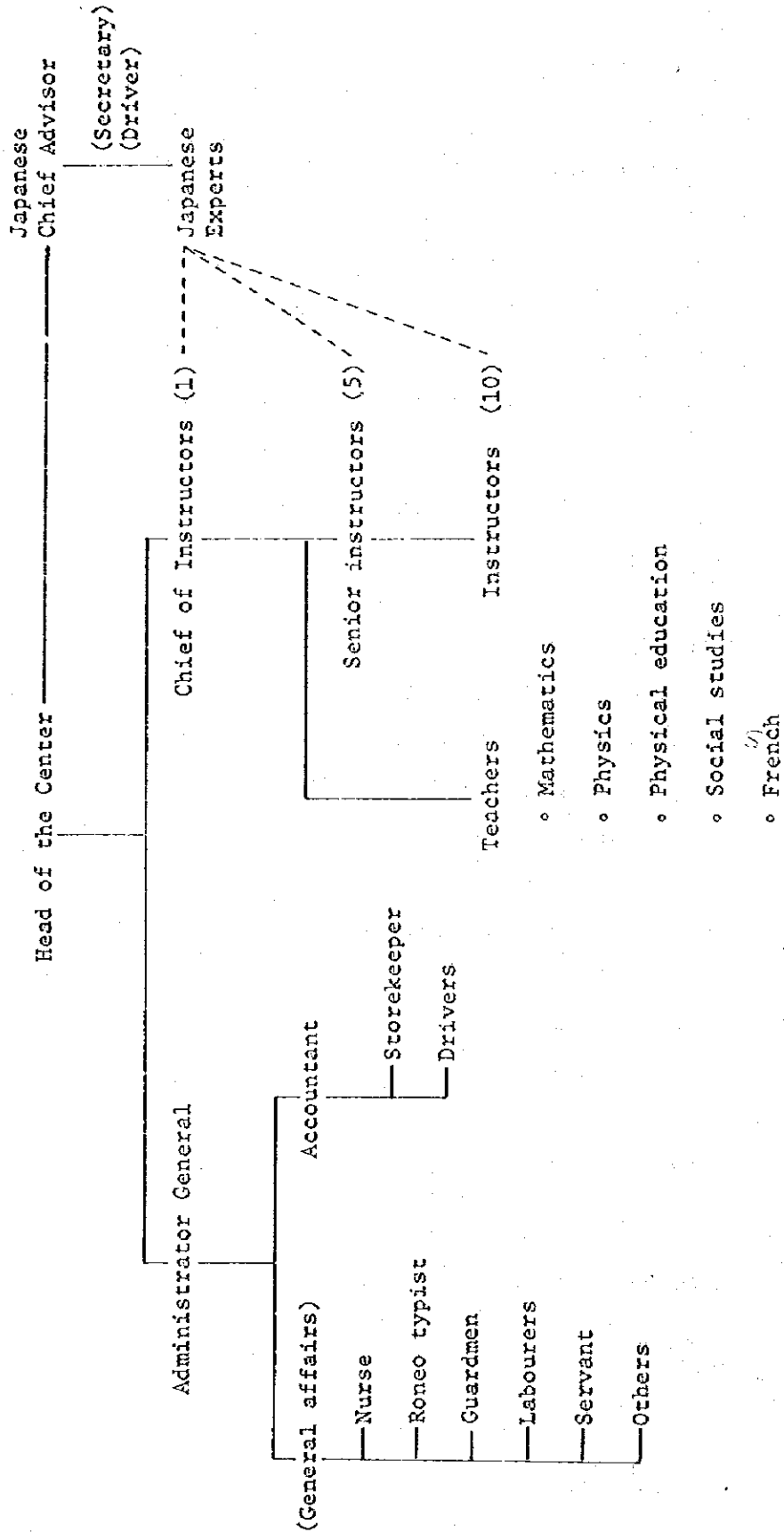
- (5) 特別長官顧問 M. Gorge MBODJ : 技術教育・職業訓練庁設立以前に本センタープロジェクトの担当省であった国民教育省の計画局長であり、その後局長のポストを退き、Mme Marie Sarr MBODJ 長官の特別顧問として(本プロジェクトを最初から担当し、事前調査団の対応、無償資金協力に対する対応、本センタープロジェクトに関し3回訪日等) R/D署名時まで、セネガル側アドバイザーとして指名されている人物。特別顧問としての任務終了後は、国際機関(世界銀行)に勤務の予定。

(M. George MBODJ は Mme Marie Sarr MBODJ の夫)

K - 3 訓練センター組織図

GENERAL - JAPAN TECHNICAL AND VOCATIONAL TRAINING CENTER

組織図



R-4. セネガル共和国、職業訓練センタープロジェクトに関する長期調査報告書

1) 目的 セネガル政府の要請にもとづく職業訓練センターに対する技術協力に関し、去る昭和56年4月に事前調査が行われ、その後無償協力による建物の建設が始まったものの、現在まで技術協力に関してのフォローアップがなされていなかった。そこで、セ国政府関係者に対し、R/Dの一般内容及び本プロジェクトの主内容となる基本計画について日本側の案を説明し、セ側と調整することと併せて任国事情について調査する目的で、約2ヶ月に渡る長期調査を行うこととなった。

2) 期間 昭和58年9月7日～11月5日

3) 調査団 団長 御正隆信

団員 平井肇

＃ 行徳恭子(9月7日～10月22日)

＃ 橋本東一(10月7日～20日)

4) 調査項目

(1)～(4) R/Dの一般内容及びプロジェクトの基本計画の説明

(1) プロジェクトの背景

経済状況は極めて悪く、1980/81予算の歳入と歳出をみると、歳入908億7600万FCFA、歳出1,274億8400万FCFAで366億800万FCFAの出超となっている。現在政府は、赤字を出来るだけおさえようと努力を払っている。

又貿易収支も大巾な赤字で、81年の輸出額1,823億、輸入額3,253億となっている。主な輸出品は落花生、魚介類、りん鉱石等であるが、干ばつが続いているため、特に81年は落花生が不作で輸出がふるわなかった。なお輸入品の主なものは食料品(米、野菜、果実等)、石油製品等がある。

物価についてもインフレが進行しており、1972年を100とした物価指数は、77年193、81年320.5と上昇率が激しく、現在政府の手で物価凍結政策がとられている。

(2) プロジェクトの関係省庁

本プロジェクトの主務官庁は、職業訓練庁(国民教育省付)であるが、プロジェクトとして関連づけられる省庁は、外務省、大蔵省、計画協力省、国民教育省及び雇川庁があげられる。

(3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、中学校卒業証所持者を対象に技能者を養成するため、実技・理論に関する職業訓練を行うことを目的とする。

(4) 職業訓練の内容

職業訓練の内容は、3科5コース(家庭用電気製品の修理、自動制御、電気、機械修理、エンジン整備)で訓練期間が3年、各コース1学年10名で行われる。

修了時には資格として、技能工免状(BT)が与えられる。これは、就職の際、賃金を決定するための判断材料になる。又普通学科の内容は、中卒3年間のため、自動的にBAC受験内容と同程度のものを教えることになる。なお本国には技能検定制度はない。

訓練対象者は、中学校修了証(DPEM)所持者又はそれと同等以上の能力のあるもので、16才~21才までの者のうち、センターで行う入所試験に合格した者とする。

なお、生徒の募集は新聞、ラジオ等を使い、政府が行うことになっている。

学校の始期は10月で、終期は7月末で、通常年間900~1,000時間程度の訓練が他の訓練校で行われている。普通学科は、数学、物理、化学、フランス語、社会(一般常識)、職業生活及び社会生活の準備及び体育が行われている。別紙1に参考として週間時間数と教科を示す。

普通学科は市販のものを使い、専門科目のうち実技については、日本で使われている実技教科書又は単位制訓練において使用されている教科書程度である。

(5) プロジェクトの管理

プロジェクトの管理責任者は、職業訓練庁技術教育職業訓練局長で問題がおこれば全て局長が判断し解決する。長官とのコンタクトも局長がとることとなる。

日常のセンターの運営は、センター所長が行うこととなるが、最終決定権はない。参考までに現在の職業訓練庁の組織図を別紙2に所轄施設名を別紙3に示す。ただし、本訓練庁は、現在組織作りを進めている段階で、本組織図は最終のものではない。

(6) プロジェクトのための合同委員会

年間計画の策定、計画の進捗状況及び達成度等プロジェクトの運営に係る主要事項について検討するため、年1回合同委員会が開催される。メンバーは、議長として官房長、メンバーとしてセ側は技術教育職業訓練局長、指導官、センター所長等が考えられ、また、日本側はチーフアドバイザー、調整員等が考えられる。なお、大使館の担当官がオブザーバーとして参加することを予定している。

(7) センター開所時期

センターの開所時期については、建物の完成が84年9月末日に予定されているので、セ側としては84年10月の新学期からの開所を強く要望している。なお、セ国研修生の関係から、開所頭初は4コース(電気を除く)とし、残りの電気コースについては、研修生の帰国後即ち85年10月からを要望している。

(8) センターの運営費

本センターの運営費は、初年度他の訓練校と比較して、大巾な予算を考えているような

話があったが、前述のとおり一般会計がひっ迫している現在、多くは期待できない。

予算は11月から編成がはじまり、4月に国民議会で決定される。査定は大蔵省及び大統領が行う。

予算の執行は7月頃から大蔵省に申請し、承認を受ける必要がある。

84年7月までの本センターの予算は考えられていない。この件については、訓練庁長官に要望したが、所長が決定してから考えるとの事であった。

(9) セネガル人C/P

技術移転のためのC/Pは、現在セ側では、1学年1コース1名、計15名と考えており、その内各コース1名とする予定である。

要員については、現在日本で研修中の4名を除き、6名募集し、決定している。なお、残り5名については必要になった時点で募集することになるものと思われる。

セ国側からは、今回募集した6名及び残りの5名、計11名に対し日本での研修を要望している。

また所長についても、日本で準高級研修員として出来れば日本語を中心にし、かつ日本の訓練校等についての研修を要望している。

C/Pは当然、セ国側の政府職員となるが、給与等については契約の際決定されるが、日本での研修期間も給与決定の際考慮に入れられることになるものと思われる。

なお、給与については、雇用庁内に設置される委員会決定される。

(10) センター職員

センターの職員については、現在働いている公務員の中から配置される。

現在職員としては、所長、訓練課長、指導員、事務長、会計、秘書、看護婦、倉庫番、守衛、運転手、連絡員等が考えられる。

(11) 日本人専門家

日本人専門家は、チーフアドバイザー、調整員及び各コース1名の専門家計7名の者が派遣される。それらの日本人専門家に対し、家具付住居が提供され、かつ第三人専門家や国際機関の専門家と同様に所得税、関税等の課徴金が免除される。また医療役務については、4/5の補助が行われる。(但し薬代については補助はない)

国内公務出張に対しては、1日2,000FCFAの日当が公務員と同様支給される。

(12) 機材供与

センター協力に伴う供与機材の通関、国内輸送(港、空港からセンター迄)、据付、試運転はセ側の経費負担となることは了承されたが、供与機材の宛先については、訓練庁宛とした方が通関が問題なく行われるとの事であった。

なお、供与機材に対する課徴金は免除となる。

03 教育事情

セ国の教育は、国民教育省の所管に

就業前教育

小学校 6年

中学校 4年

高等学校 3年

があり、大学は高等教育省の所管になっている。

現在小学校は6才からで読み書き及び数を数えることを中心に教えている。小学校は義務教育ではあるが、施設数の欠除から77年/78年の入学率は30.8%であったが年々向上し、82年/83年は41.6%を目標にしている。小学校を卒業すると修了証(CEPD)が渡される。

中学校の入学率は82年/83年で16.5%、高等学校は21.6%である。

中学4年を修了すると通常修了証としてDFBMが渡され、就職するか高校や訓練校を受験することになる。

また学校によって、中学と高等学校がつながっている学校(Lycée)では、5年目、即ち高等学校1年進学時において資格審査をし、合格した者に対してはDFBMは渡されず審査合格証のみである。また2年進級時においても審査が行われ、同様に合格証が渡される。

高校3年修了時、BACを受験し合格した者が大学の入試を受けられる。

現在、セ国内に設置されている学校は1981/82時点において就学前教育施設100(公立33校、私立67校)、小学校1,795校(公立1,622校、私立173校)、中学校181校(公立96校、私立85校)、高校32校(公立14校、私立18校)で、大学はダカール大学及びエイエス工科大学がある。現在、総合大学を1校新設している。なお、エイエス工科大学の運営費は国防省が負担をしている(校長は陸軍大佐)。参考までに小・中学校の生徒数、学校数を別紙4に示す。

学校の始期は10月で、終期は7月末日、2月期制をとっている。

小学校は水曜日を除く月曜から金曜までが全日、土曜日は午前中で、水曜及び日曜が休み。

中学校は水曜日を除く月曜から金曜までが全日、水曜及び土曜日が午前中で、日曜日が休みになっている。

全日は、午前8時~12時・午後3時~5時で行われる。

04 労働事情

雇用状況については別紙5のとおりである。

現在就職活動は、企業が直接学校に求人活動をする場合と職業安定所(セ国内に9ヶ所ある)を通して行う場合とがある。別紙6でもわかるとおり、就職希望者は沢山いるが、

就職条件が折り合わないことが多いため、失業者が多くなる傾向にある。

最低賃金は政令で決められるが就労分野、仕事の内容で細かくきまっている。

公企業の給与はA、Bランクに分けられ、またその中がそれぞれ3～4段階に分けられている。

本センターの卒業者に与えられる資格は、B4ランクに位置づけられる。(別紙7)

私企業は分け方も違うし、金額も高い。

現在、企業活動はあまり活発でなく、就職状況もかんばしくないが、1コース10名、計50名程度の卒業生なら問題はないものと思われる。

05 企業状況

現在、工業省で把握している製造業は

鋳 業	11社
食料品製造業	69社
繊維製品等造業	28社
木材木製品 "	16社
紙 製 品 "	10社
印刷出版業	38社
化学工業	30社
窯 業	11社
機械・電気・輸送用	
機械器具製造業	43社
電気・ガス・水道業	3社

となっている。

センターの参考に供するため、食料品製造業及び機械器具製造業のうち、3社を選択し、工場を視察した。概況は別紙8のとおりである。

5) R/D署名前の討議事項・メモランダム作成

セ国政府における本プロジェクト担当者との討議

セ国政府担当者との討議は、橋本調査員が持参した討議資料により行われた。

5回の討議の末、合意に達した部分について別紙(R-4-7)のとおりメモランダムとして双方署名し、記録にとどめた。

討議の中で問題となったのは

- (1) 医療役務の無料提供
- (2) JICAの提供する機材以外の機材でプロジェクトの実施上必要なものの取替えもしくは供給
- (3) 供与機材の荷受人

(4) 本プロジェクトの長

の4項目である。

(1)については、4/5以上の補助は無理であり、無料ではサイン出来ないこととなった。しかし、R/Dミッション来セ時に4/5負担について了承することを口頭で言えば解決するものと思われる。

(2)については、相手方が強く反発し、話し合いがつかなかった。

(3)については、セ国の通関の状況からみて、訓練庁宛にしなないと引取りがやっかいで、かつ開梱されてしまうが訓練庁宛であれば問題がないとの事であった。

(4)については、セ側は訓練庁技術教育職業訓練局長である方が、仕事が早く解決するとの事であった。

今後、R/D協議時においても再度問題となるものと思われる。

6) 生活環境調査

(1) 住宅事情

郊外では一戸建住宅が見られるが、市街地ではほとんどがアパート、マンションに限られる。外国人の住居としては、防犯上の理由からかマンションが多いようである。在留邦人のほとんどはマンションを借りている。

(2) 家賃

市街地の3DKのマンションで、月額25~30万CFAである。一部屋の広さは十数畳程有り、居住スペースは十分である。

契約時に必要な金額は、前家賃3か月分、敷金1か月分、礼金1か月分の合計5か月分の家賃である。

(3) 食料品

時期にもよるが、日本食品以外はおおむね入手可能である。ただし、輸入品は高価である。一例をあげれば

米	1Kg	670CFA	玉ネギ	1Kg	235CFA
牛ヒレ	1Kg	2,900CFA	舌平目	2匹	500CFA
オレンジ	1Kg	590CFA	バター	228g	490CFA

(4) 衣料、日用品、家財道具等

衣料品は、外国人のものが売られているが、現地製の物は質が良くないようである。輸入品のブランド物もあるが数、種類は少なく、高価である。

一例をあげれば

Yシャツ	6,000~8,000CFA
パンツ	2,200~2,900CFA
ランニング(仏製)	3,100CFA

日用品は、特殊な物をのぞき、入手は容易であるが現地人の生活に不必要な物は高価である。

一例をあげれば

トイレットペーパー (4コ)	695~1,085 CFA
洗剤 5Kg	6,099 CFA
ラップ 30m	1,300 CFA

家財道具は、数、種類は少なく、家具類は再生品も売られていて慎重に選ぶ必要がある。家電製品は、当然のことながら輸入品のために高価である。

一例をあげれば

食卓用椅子 1脚	12,000 CFA
食器棚 3点セット	550,000 CFA
テレビ (20インチ)	315,000 CFA
冷蔵庫 (240ℓ)	180,000 CFA
クーラー (1500 Kcal)	322,000 CFA

(5) 使用人

在留人のほとんどは女中を1名雇っているようである。1か月の手当ては3万CFA程度である。

運転手は5万CFA程度だが、必ずしも雇わなければならないことはない。

(6) 医療

現地の公立病院は、あまりきれいとは言えず、邦人はフランス医師のクリニックや、仏軍病院を利用している。技術的に問題はないようである。

現地での予防接種もおおむね可能であるが、出来るだけ日本国内で接種を済ませた方が良いとのことである。約3か月に一度、大使館医務官が来「セ」するので医療相談をする
と良い。

○日本で接種を済ませた方が良い予防接種は、次のとおりである。

①破傷風

②狂犬病……ダカール市内は、仏人が犬を飼っているため。

③黄熱病……接種後1か月は他の接種が出来ないので、最後に受けた方が良い。10日後から有効。イエローカード必要。

④コレラおよびチフスは有効率が低いと言われている。

⑤BCG、ポリオ、肝炎は必要ならば接種すべきであるが、肝炎については、家で食事を食べている限り、心配の必要はない。

○乳幼児の予防接種も可能(4種混合、ポリオを含む)であるが、日本国内で済ませて来る方が良い。

○マラリアについては、ダカール市内にて生活をする限り、ほとんど心配がなく、邦人の中でも予防薬を飲んでいない人もいるくらいである。それ以外の薬品についても日本から持参するのが望ましい。

(7) 教育機関

邦人の子弟は、公立の学校には行かず、アメリカンスクールに通っている。費用は年間約120万CFAとのことである。日本からの通信教育も併せて受けると良い。

(8) 治安状況

ほとんど問題がなく、こそどろや、ひったくりが、まれにあるくらいであるが、高価な物は持歩かない方が良い。夜間、女性の一人歩きも可能である。

(9) 通信状況

日本への郵便物は、1～3週間かかる。現地では郵便局に私書箱を開設した方が良い。郵便料金は、日本宛てハガキが120CFA、封書が160CFA、航空書簡が100CFAである。

電話についても大きな問題はなく、日本へはダイアル直通で30秒程で接がり、1分間約1,800CFAである。ただし、電話器の設置については、申込み後3か月以上かかるようである。

テレビは、カラー放送されており、平日は19:00～23:00、土・日・祭日は15:30～23:00に見られるが、一局だけである。

ラジオは、ダカール市内では、中波が二波、短波は時間により周波数が変わるが、二波、放送されている。

(10) 衛生状態

全般的にはあまり良いとは言えない。中でも水道水は飲用には適さず、一般にはポリ容器入りのミネラル・ウォーターを利用している。食器や野菜の洗浄にはろ過装置を通した水の使用が良い。

外出後の手洗いとうがいは必ず行うべきである。

(11) 交通状況

セネガル人は、乗合バスを利用しているが、タクシーや自家用車の利用が便利である。センターへの通勤方法として乗合バスの利用は、可能であるが、バス停から20分程歩く必要がある。

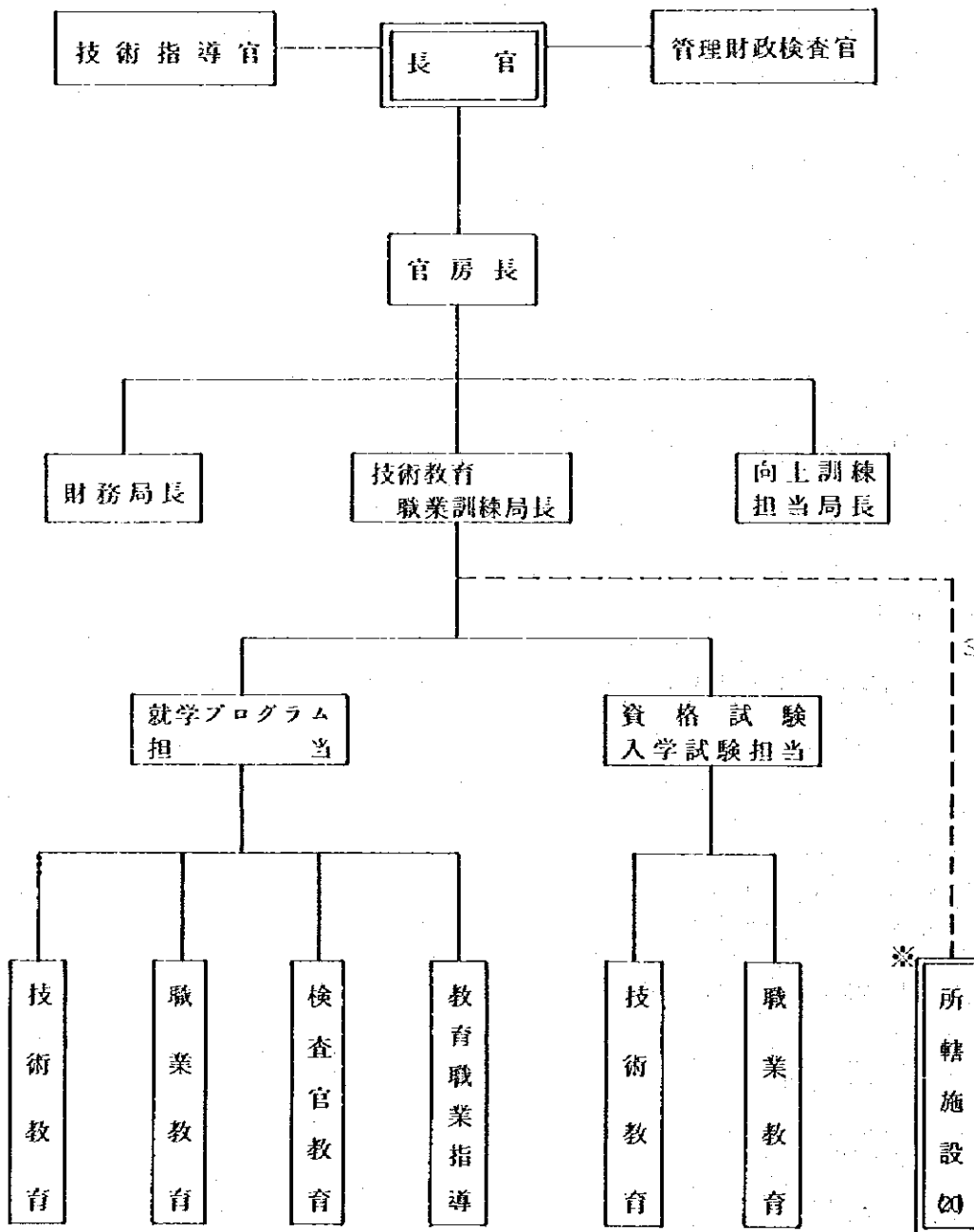
道路状況はさほど悪くはなく、右側通行に慣れれば、自分での運転も可能である。

別紙1 MECANIQUE GENERALE : 一般機械

HORAIRES HEBDOMADAIRES : 週間時間割

DISCIPLINES 学科	1年目 1 ^o Année	2年目 2 ^o Année
ENSEIGNEMENT PROFESSIONNEL : 職業教育		
Ajustage (寸法の調整)	10 h	8 h
Tournage (旋盤)	6 h	6 h
Fraisage (フライス削り)	4 h	6 h
Technologie de spécialité (専門工学)	2 h	2 h
Technologie générale et sécurité (一般工学及び安全)	2 h	2 h
Dessin (製図)	4 h	4 h
ENSEIGNEMENT SCIENTIFIQUE : 科学教育		
Arith.-Algèbre-Géométrie-Trigonométrie (算術) (代数) (幾何学) (三角法)	2 h	2 h
Physique et Chimie (物理) (化学)	1 h	1 h
Mécanique-Electricité (機械) (電気)	1 h	1 h
ENSEIGNEMENT GENERAL : 一般教育		
Expression française (フランス語表現)	2 h	2 h
Connaissance du monde contemporain (現代世界知識)		
Préparation à la vie civique et professionnelle (市民生活及び職業生活の準備)	2 h	2 h
Préparation à la vie sociale et familiale (社会生活及び家庭生活の準備)		
Education Physique (体育)	2 h	2 h
TOTAL	38 h	28 h

別紙2 職業訓練庁組織図



(注) 所轄施設名 別紙3のとおり

別紙 3 職業訓練庁所轄施設名簿

<u>1. CAP-VERT</u>	電話番号
1. Lycée technique Maurice Delafosse	22-43-68 ou 21-28-20
2. Collège d'Enseignement moyen technique de Jeunes filles	21-16-16
3. Ecole normale supérieure d'Enseignement technique et professionnel	21-76-69
4. Centre de Formation artisanale	21-04-61
5. Ecole nationale de Secrétariat	22-15-22 ou 21-16-54
6. Centre technique de Formation professionnelle	21-22-19
7. Institute de Coupe, de Couture et de Mode	22-37-16
8. Ecole nationale d'Horticulture	21-78-21
9. Centre national des cours professionnels industriels et commerciaux	21-40-67
10. Centre national de qualification professionnelle (CNQP)	21-60-24 ou 21-39-79 ou 21-16-41 ou 21-50-56
<u>2. CASAMANCI</u>	
11. Collège d'Enseignement moyen technique	91-13-94
12. Ecole des Agents techniques d'Agriculture	91-11-09
13. Ecole des Agents techniques des Eaux et Forêts	91-12-02
<u>3. DIOURBEL</u>	
14. Lycée technique Ahmadou Bamba	71-11-57
15. Collège d'Enseignement moyen technique	71-13-05
<u>4. FLEUVE</u>	
16. Lycée technique André Peytavin	61-10-80 ou 61-11-55
17. Ecole des Agents techniques de l'Elevage I.A	61-11-19
<u>5. SENEGAL ORIENTAL</u>	
Méant	
<u>6. SINE SALOUM</u>	
18. Lycée commercial El-Hadj Abdoulaye NIASSE	41-13-66

7. THIES

19. Centre d'Enseignement professionnel (ex. CARCF) 51-15-62

8. LOUCA

20. Collège d'Enseignement moyen technique 67-11-74

別紙 4 国民教育省所轄学校数、生徒数調査

(1982/1983分は予算)

	1977 / 1978			1981 / 1982			1982 / 1983		
	Nbre étab. clas. (学校数)	Nbre Effectifs (生徒数)	Elève clas. (生徒数)	Nbre étab. clas.	Nbre Effectifs	Elève clas.	Nbre étab. clas.	Nbre Effectifs	Elève clas.
1978/79*									
EDUCATION	78	159	5,636	100	322	9,085	28
PRESCOLAIRE (就養前教育)	12	34	457	33	107	2,389	22	37	121
	66	125	5,179	67	215	6,696	31
ENSEIGNEMENT ELEMENTAIRE (小学校)	1,420	6,782	346,585	51	1,795	8,577	53	1,969	9,186
	1,265	5,783	304,373	53	1,622	7,465	54	1,798	8,056
	155	999	42,212	42	173	1,112	43	171	1,130
TAUX DE SCOLARIS. 6-11 A ENS. ELEMENTAIRE (小学校就学率)	30.8%			39.0%			41.6%		
ENSEIGNEMENT MOYEN GENERAL (前期中等教育)	156	1,292	59,096	46	181	1,649	74,684	45	190
	83	848	40,070	47	96	1,081	50,685	47	100
	73	444	19,026	43	85	568	23,999	42	90
ENSEIGNEMENT SECONDAIRE GENERAL (後期中等教育)	24	350	12,769	36	32	434	16,397	38	36
	12	272	10,098	37	14	337	13,540	40	15
	12	78	2,671	34	18	97	2,857	29	21
									464
									17,637
									365
									14,575
									99
									3,062
									46
									81,809
									48
									55,765
									43
									26,144
									43

別紙 5 職別性別突働者区分

Activité habituelle 職業	Profes. scien. tech. et lib. 科学・技術・自由業	Directeur et cadres administ. assimilés 社長及運営幹部及同業者	Personnel administratif et assimilé 運営職員及同業者	Personnel commercial 商業職員	Travailleurs du secteur des services サービス業従事者	Agriculteurs Eleveurs Forestiers Pêcheurs 漁業・農業・畜産・林業	Ouvriers manoeuvres conducteurs d'engins 操縦者(トラクタ等)	NON DECLARE 詳細不明者	TOTAL 計
Masculin 男	49	9	35	75	27	948	207	3	1,353
Féminin 女	11	1	11	133	53	789	26	-	1,024
Total 計	60	10	46	208	80	1,737	233	3	2,377

(単位 千人)

別紙6 年令別就業状況

(単位：千人)

年令 AGE	実働者数 ACT. occ.	失業者 Chômeurs	無職 INACTIF	計 TOTAL
10-14	319	31	292	642
15-19	339	31	190	560
20-24	270	34	117	421
25-29	261	22	77	360
30-34	216	8	51	275
35-39	195	5	41	241
40-44	185	5	34	224
45-49	150	4	29	191
50-54	148	5	32	185
55-59	109	5	32	146
60-64	68	4	31	103
65 et plus 詳細不明者	102	17	108	227
ND	10	6	6	16
TOTAL	2,377	175	1,039	3,591

別紙7 公企業給与表

	ランク	資格	月額給与 (FCFA)
A	A 1 Special	BAC+6年超え	110,850 ~ 202,898
	A 1	BAC+6年	110,579 ~ 191,568
	A 2	BAC+5年	85,649 ~ 176,739
	A 3	BAC+4年	85,649 ~ 165,617
B	B 3	BAC+3年	78,266 ~ 155,982
	B 2	BAC+2年	64,824 ~ 145,816
	B 1	BAC+1年	56,952 ~ 123,170
	B 4	BAC	56,903 ~ 104,929

注 1. これらの給与は雇用庁内に設けられた委員会において、各人ごとに査定される。

注 2. DUT 所持者は B2ランクに
BEP # B4ランクに
位置づけられる。

別紙 8 企業視察状況

(1) 製油工場

労働者数 550人

ピーナッツを原料として、食料油（原油及び精製油）及び石鹼原料を製造している。

原料の落花生は通常6～7月頃に種まきが行われ、11月から収穫される。

食用油の年間生産量は、100,000 ton（原油ベース）で、これに使用される原料は約325,000 tonである。

原料のからは工場に設備されたボイラー（最大蒸発量20 ton水蒸式）2基の燃料として使用され、発生された蒸気は製造工程の熱源として、また自家発電装置の原動力として使用されている。なお自家発電機は2台設置されており、発生した電力は工場の動力に使う他、電力会社にも供給している。

原油をしぼり取った残りの油かすは、動物の飼料として販売している。

生産高は125,000 tonである。

本工場の設立は1943年で、各設備は年々更新されてはいるものの全体として古く、効率はあまり良くない。特に自動制御関係は、温度に関する制御及び流量に関する制御が、それぞれ単独で使用されている程度である。

また各設備に対するメンテナンスは、自社内に工作工場を持って行っている。

(2) 缶詰工場

労働者数 100人

まぐろを原料として生身、蒸気で蒸した身の油づけの缶詰を作っている。

原料は、1日55～56 tonを処理している。原料からの切身の作成及び缶詰への挿入は全て手作業で行われている。

機械での作業は、油づけ用油の缶への注入及び蓋の締付け等の缶詰製造作業と殺菌作業がある。

自動制御に係る作業はない。

本工場では、機械の修理工場はあるが、作業は部品交換のみで、自社内での部品の製造等を行っていない。

(3) 機械工場

労働者数 200人(うちフランス人10人)

本工場は、機械、鉄道用車両、建設用機械の修理並びに小型鋼船の製造、修理を行っている。この労働者のうち、テクニシャンクラスは40名程度で、残りのうち戦長クラスが5～10%、技能労働者が15～30%で、60～80%の者は未熟練工である。特に大部分を占める未熟練工は単能工であり、機械工場においては、旋盤、フライス盤等に各1名毎に1名はりつけており、他の職種の機械の(例えば、旋盤工がフライス盤を)操作は全くさせていない。

本工場では、企業内訓練を実施しており、特に退職者の子弟を16才程度から採用し、3年～5年程度訓練し、現場に配置している。